

1. 令和2年第1回郡上市議会定例会議事日程（第7日）

令和2年3月13日 開議

- 日程1 会議録署名議員の指名
- 日程2 議案第4号 郡上市自主運行バス設置条例の一部を改正する条例について
- 日程3 議案第5号 郡上市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程4 議案第6号 郡上市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程5 議案第7号 郡上市移動通信用鉄塔施設設置条例の一部を改正する条例について
- 日程6 議案第8号 郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程7 議案第9号 郡上市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程8 議案第10号 郡上市手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程9 議案第11号 郡上市畜産担い手育成総合整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程10 議案第12号 郡上市小水力発電施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程11 議案第13号 郡上市工場立地法に基づく準則を定める条例の制定について
- 日程12 議案第14号 郡上市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程13 議案第15号 郡上市林道事業分担金等に関する徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程14 議案第16号 下水道事業の公営企業会計移行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程15 議案第17号 郡上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程16 議案第18号 郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程17 議案第19号 郡上市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程18 議案第20号 郡上市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例について
- 日程19 議案第21号 郡上市青少年育英奨学資金貸付条例の一部を改正する条例について
- 日程20 議案第22号 郡上市郡上八幡まちなみ交流館の設置及び管理に関する条例の制定につ

いて

- 日程21 議案第37号 令和2年度郡上市一般会計予算について
- 日程22 議案第38号 令和2年度郡上市国民健康保険特別会計予算について
- 日程23 議案第39号 令和2年度郡上市介護保険特別会計予算について
- 日程24 議案第40号 令和2年度郡上市介護サービス事業特別会計予算について
- 日程25 議案第41号 令和2年度郡上市駐車場事業特別会計予算について
- 日程26 議案第42号 令和2年度郡上市宅地開発特別会計予算について
- 日程27 議案第43号 令和2年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計予算について
- 日程28 議案第44号 令和2年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計予算について
- 日程29 議案第45号 令和2年度郡上市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程30 議案第46号 令和2年度郡上市小水力発電事業特別会計予算について
- 日程31 議案第47号 令和2年度郡上市工業団地事業特別会計予算について
- 日程32 議案第48号 令和2年度郡上市大和財産区特別会計予算について
- 日程33 議案第49号 令和2年度郡上市白鳥財産区特別会計予算について
- 日程34 議案第50号 令和2年度郡上市牛道財産区特別会計予算について
- 日程35 議案第51号 令和2年度郡上市石徹白財産区特別会計予算について
- 日程36 議案第52号 令和2年度郡上市高鷲財産区特別会計予算について
- 日程37 議案第53号 令和2年度郡上市下川財産区特別会計予算について
- 日程38 議案第54号 令和2年度郡上市明宝財産区特別会計予算について
- 日程39 議案第55号 令和2年度郡上市和良財産区特別会計予算について
- 日程40 議案第56号 令和2年度郡上市水道事業会計予算について
- 日程41 議案第57号 令和2年度郡上市下水道事業会計予算について
- 日程42 議案第58号 令和2年度郡上市病院事業会計予算について
- 日程43 議案第61号 財産の無償譲渡について（大和町万場地内）
- 日程44 議案第62号 財産の無償譲渡について（那留地区コミュニティ消防センター）
- 日程45 議案第63号 権利の放棄について
- 日程46 議案第64号 市道路線の廃止について
- 日程47 議案第65号 市道路線の認定について
- 日程48 議案第66号 郡上市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取り消しについて
- 日程49 請願第1号 後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める意見書提出の請願
- 日程50 議報告第4号 議会改革特別委員会の報告について
- 日程51 議報告第5号 空き家・移住対策特別委員会の報告について

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。(18名)

1番	三島一貴	2番	森藤文男
3番	原喜与美	4番	野田勝彦
5番	山川直保	6番	田中康久
7番	森喜人	8番	田代はつ江
9番	兼山悌孝	10番	山田忠平
11番	古川文雄	12番	清水正照
13番	上田謙市	14番	武藤忠樹
15番	尾村忠雄	16番	渡辺友三
17番	清水敏夫	18番	美谷添生

4. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	日置敏明	副市長	青木修
教育長	熊田一泰	市長公室長	日置美晴
総務部長	乾松幸	市長公室付部長	置田優一
健康福祉部長	和田美江子	農林水産部長	五味川康浩
商工観光部長	遠藤正史	建設部長	尾藤康春
環境水道部長	馬場好美	郡上偕楽園長	松井良春
教育次長	佃良之	会計管理者	臼田義孝
消防長	桑原正明	郡上市民病院 事務局長	古田年久
国保白鳥病院 事務局長	川尻成丈	代表監査委員	大坪博之

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	大坪一久	議会事務局 議会総務課 主任	岩田亨一
--------	------	----------------------	------

議 會 事 務 局
議 會 總 務 課
課 長 補 佐

竹 下 光

◎開議の宣告

○議長（兼山悌孝君） おはようございます。

議員各位におかれましては、2月20日の開会以来、それぞれの出務、本当に御苦勞様でございます。

いよいよ最終日を迎えることとなりました。よろしく御審議をいただきますようお願いいたします。

ただいまの出席議員は、18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますのでお願いいたします。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（兼山悌孝君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、10番 山田忠平君、11番 古川文雄君を指名いたします。

◎議案第4号から議案第22号までについて（委員長報告・質疑・採決）

○議長（兼山悌孝君） 日程2、議案第4号 郡上市自主運行バス設置条例の一部を改正する条例についてから日程20、議案第22号 郡上市郡上八幡まちなみ交流館の設置及び管理に関する条例の制定についてまでの19議案を一括議題といたします。

ただいま一括議題としました19議案は、各常任委員会に審査を付託してあります。委員長より審査の経過と結果について報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長、清水敏夫君。

17番 清水敏夫君。

○17番（清水敏夫君） おはようございます。

それでは、議長より指名をいただきましたので、総務常任委員会の報告をさせていただきます。

令和2年2月20日開会の令和2年第1回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました条例7議案につきまして、令和2年3月3日開催の第1回総務常任委員会において慎重に審査いたしましたので、その経過と結果を報告いたします。なお、経過については主な内容を報告いたします。

議案第4号 郡上市自主運行バス設置条例の一部を改正する条例について。

市長公室長から、大和町神路地区の交通空白地解消を目的として運行ルートを変更することに伴

う運行距離の改正であるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から公共交通に対する各地域からの要望の現状について質問があり、現在は、和良地域において課題解決に向けて協議を進めているところで、八幡観光バス和良線が走っている本線と支線をつなぐことや、乗り継ぎなしで八幡市街地へ行く方法などが地域協議会の中で検討されている。また八幡地域においても市街地周辺の交通不便地域からの要望を受けている。そのほかにも要望を受けているが、改善できるところから順に取り組んでいるところであるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第5号 郡上市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について。

市長公室長から、地方公務員法及び地方自治法等の一部改正に伴い、会計年度任用職員など一般職の非常勤職員にも育児休業等を付与することに伴い、育児休業及び部分休業をすることができない非常勤職員や育児休業をすることができる期間、部分休業をすることができる時間等に係る規定を整備するものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から該当となる会計年度任用職員の育児状況等の把握は可能かとの質問があり、どの職員に何歳の子どもがいるのかといったデータは収集する必要がないため把握はしていないとの説明がありました。

また、正職員との待遇の差について質問があり、育児休業については、正職員は子が3歳まで取得できるのに対し非常勤職員は最大2歳まで、部分休業については、正職員は子が小学校就学前まで取得できるのに対し非常勤職員は3歳までとなっているが、夏季休暇等の休暇制度については正職員の場合とほぼ同じであるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第6号 郡上市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について。

市長公室長から、会計年度任用職員制度の導入に伴い定める必要が生じた、第2号（フルタイム）会計年度任用職員に係る補償基礎額の算定方法について、地方公務員災害補償法に規定する常勤職員の例により算定した額とするものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から非常勤職員が公務災害補償を受けた実績について質問があり、過去3年間の実績としては、おおむね、年に1件程度であるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第7号 郡上市移動通信用鉄塔施設設置条例の一部を改正する条例について。

市長公室長から、八幡町洲河地区における携帯電話不感エリアの解消を目的とした移動通信用鉄塔基地局の整備に伴い、名称及び位置を規定するための改正であるとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。
議案第8号 郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

審査に当たり、議案第8号及び議案第62号の2件は関連があるため一括議題として説明を求め、一括質疑の後、採決を行いました。

総務部長から、那留地区コミュニティ消防センターを地元自治会に無償譲渡するものであり、それに伴い公の施設としての位置づけを廃止するための改正であるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から当該施設は防災という観点から大事な施設であると思われるが、譲渡後も当初の設置目的が継続されるのかとの質問があり、集会所を建設するに当たり有利な地方債として防災まちづくり事業を活用したもので、実際には今までも自治会の地区集会所として活用していた。一時避難所としての位置づけは、譲渡後に自治会の所有となるだけで今までと変わりはないとの説明がありました。

また、固定資産税の減免について質問があり、所有権を移転しても、使用・用途に公益性が認められれば減免対応としているため、当該施設も減免対応となるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第9号 郡上市印鑑条例の一部を改正する条例について。

総務部長から、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による、印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に伴い、印鑑登録を受けることができない者から「成年被後見人」を削り、「意思能力を有しない者」を加えるものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から「意思能力を有しない者」としての判断について質問があり、常に判断能力を欠いている方で、現実的には独自で印鑑登録することはあり得ないということになり、一般的には今までの形と変わらないと思われるとの説明がありました。

また、認知症の方は「意思能力を有しない者」と判断されるかとの質問があり、印鑑登録には委任状により代理の方が持ってこられる方法もあり、受付可能となっているため、窓口で判断することは難しい。この改正は、人権尊重の観点から不当に差別されないように見直しをしてきたものであるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第10号 郡上市手数料条例の一部を改正する条例について。

消防長から、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、圧縮水素自動車燃料装置用容器に係る容器検査等の手数料を定めることと、郡上市火災予防条例に規定する少量危険物のタンクに関する検査手数料を加えるものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から圧縮水素自動車燃料装置用容器について質問があり、水素ガス用のボンベ

のことであるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告します。令和2年3月13日、郡上市議会議長 兼山悌孝様。郡上市議会総務常任委員会委員長 清水敏夫。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（兼山悌孝君） ありがとうございます。

続きまして、産業建設常任委員会委員長、美谷添生君。

18番 美谷添生君。

○18番（美谷添 生君） おはようございます。

それでは、産業建設常任委員会の報告をさせていただきます。

令和2年2月20日開会の令和2年第1回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました条例6議案につきまして、令和2年3月3日開催の第1回産業建設常任委員会において慎重に審査いたしましたので、その経過と結果について報告いたします。なお、経過については主な内容を報告いたします。

議案第11号 郡上市畜産担い手育成総合整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について。

農林水産部長から、岐阜県畜産振興事業補助金交付要綱の改正に伴い、畜産担い手育成総合整備事業に要する経費の分担金の額を、事務費を除く事業に要する経費に、100分の25を乗じた額から、事業に要する経費に100分の50を乗じた額の範囲内で市長が定める額に改めるものであるとの説明受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第12号 郡上市小水力発電施設の位置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

商工観光部長から、白鳥町干田野地区及び明宝気良地区における小水力発電施設の増設に伴い、名称及び位置を規定するための改正であるとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第13号 郡上市工場立地法に基づく準則を定める条例の制定について。

商工観光部長から、工場立地法に係る緑地及び環境施設の面積割合を緩和するため制定するもので、企業が土地を有効に活用することが可能になるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から環境施設面積率が準工業地域は15%以上、工業地域は10%以上であるのはなぜかとの質問があり、準工業地域については住宅地がある地域でもあるため、ある程度厳しくなっている。工業地域に関しては影響が少ないと考え、基準を下げているとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第14号 郡上市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例について。

建設部長から、道路構造令の一部を改正する政令の施行に伴い、市道を新設又は改築する場合における自転車通行帯の設置に関する基準を定める等のため改正するものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、市には自動車の設計速度が時速60キロメートル以上の市道はないということであるが、現在市道で一番交通量の多い路線はどこかの質問があり、自転車の通行が1日500台以上で考えると市道ではそこまでの通行量はないため、想定するのであれば学校や駅に近い道路となるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第15号 郡上市林道事業分担金等に関する徴収条例の一部を改正する条例について。

建設部長から、林道事業の円滑な推進を図ることを目的に、林道事業分担金の徴収方法に、被徴収者が多数にわたる場合には、被徴収者が選定した者から徴収することができることの規定の追加及び林道災害復旧事業の公共事業の補助残の分担金率を10%から5%に改めるものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から災害の報告について自治会長を通したやり方はどのような方法なのかとの質問があり、自治会長が取りまとめを行い、報告をもらっている。林道を管理している方に対し、分担金の承諾がいただけるかなどの確認もお願いしているとの説明がありました。

ほかの自治体の分担金の状況について質問があり、県内各市町村に問い合わせをした結果、県内42市町村のうち林道がある34市町村では分担金徴収条例がある自治体は16市町村であった。郡上市と同じように補助残の何%というところもあれば、事業費の何%というところもある。中には災害事業について、自分たちが行った復旧事業に対し補助金を出すやり方など自治体によってさまざまであったとの説明がありました。

林業が盛んな白川町や東白川村に確認したところ、白川町は5%であった。激甚指定があった場合、白川町では分担金は徴収しないが、郡上市は激甚でも徴収しているため検討していただけないかとの意見があり、激甚の際の優遇はあるかもしれないが、条例の中には「特に市長が認める場合」といった条項もあることから、災害の状況に応じ臨機応変に対応していきたい。また、平成30年災害は激甚指定となったため、公共災害は負担がかなり少なくなった。単独災害事業についても被害が大きかったため、市長決裁により補助があったものと見なして分担金の軽減を行っているとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第16号 下水道事業の公営企業会計移行に伴う関係条例の整理に関する条例について。

環境水道部長から、下水道事業の公営企業化に伴い下水道事業に関する18条例の改正を行うもので、下水道事業の形態は公営企業となるが、事業内容としては従前の下水道事業を継承していくた

め、条例の内容を大きく改正するものではないとの説明を受けました。

審査の中で、委員から効率化事業のコスト削減とは具体的に何かとの質問があり、下水道統合整備事業が主要な事業であり、処理場37施設を27施設へ統廃合し、事業のスリム化を図ることで、「岐阜県汚水処理施設整備構想 市町村マニュアル」に基づく試算では、年間約1億円の経費削減となる見込みであるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告をいたします。令和2年3月13日、郡上市議会議長 兼山悌孝様。郡上市議会産業建設常任委員会委員長 美谷添生。

以上であります。

○議長（兼山悌孝君） ありがとうございました。

続きまして、文教民生常任委員会委員長、尾村忠雄君。

15番 尾村忠雄君。

○15番（尾村忠雄君） それでは、文教民生常任委員会の報告をさせていただきます。

令和2年2月20日開会の令和2年第1回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました条例6議案につきまして、令和2年3月3日開催の第1回文教民生常任委員会において慎重に審査いたしましたので、その経過と結果を報告いたします。なお、経過については主な内容を報告いたします。

議案第17号 郡上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

健康福祉部長から、放課後児童健全育成事業の整備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴う改正であるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から条例改正により支援員が増加するののかとの質問があり、1名増となることを確認しているとの説明がありました。

また、資格要件の事業従事期間が5年以上とされている理由について質問があり、保育士の最低取得年齢が20歳であり、中学卒業後5年で20歳となるためであるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第18号 郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

健康福祉部長から、国民健康保険制度の都道府県単位化に伴い、特別職の名称を改める必要があるため整備するものであるとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第19号 郡上市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について。

国保白鳥病院事務局長から、国保白鳥病院の病床機能の転換等により、病床数を改めるため整備するものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から産婦人科個室の活用はできないのかとの質問があり、産婦人科個室については、個室前の廊下幅が狭く、地域包括ケア病床の基準を満たさないとの説明がありました。

また、患者本人や家族の負担を考慮すると、市内に陰圧機能を持った感染症病棟を備える必要があるのではないのかとの質問があり、国保白鳥病院の結核病床は、県の指定を受けているものの、陰圧設備がなく院内感染のリスクがあり、専門医もいない状態である。そのため、市外であっても専門医がおる設備の整っている大きな病院で治療を受ける方が、患者にとって最善の治療である。医師・看護師などの医療従事者不足の中、市や圏域を超えた医療体制を今後は見据える必要がある。排菌されない患者の入院は市内でも可能であり、排菌され感染のリスクがある患者については、設備の整った環境で治療することとなるとの説明がありました。

市内に陰圧機能を持つ感染症病棟を設置すべきという意見がありましたが、審査の結果、本委員会としては賛成多数で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第20号 郡上市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例について。

健康福祉部長から、国保和良診療所の病床機能を廃止するため整備するものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から看護師不足や人口減少により体制を縮小するとの話だが、病院経営的なものが考慮されていないため、今後、縮小する一方ではないのかとの質問があり、診療所経営については、収支の採算ではなく、地域医療を確保するため診療所を維持している。なお、8床を維持するために看護師を6から7名確保することは、専門職の人材不足の中、難しいとの説明がありました。

また、病床がなくなることで市外医療機関へ行く人が増えることが考えられるため、休止のままにしておくことはできないのかとの質問があり、国保白鳥病院の医師が3名退職したことで、県北西部地域医療センター全体のことを考えると、和良診療所に2名の医師を配置していくことは困難である。休床のままにしておくことは可能であるが、夜間休日診療を中止するため、今後の再開は不可能であり、廃止ができないと別の事業への転換計画も進められない。県北西部地域医療センター全体で、郡上市のへき地医療を守る医師を確保するためには、夜間休日診療の中止は必要であり、そうしなければ、センターの体制を維持できないため、4月1日より和良診療所の夜間休日診療の中止を実施する予定であるとの説明がありました。

また、和良地域住民への説明について十分に行われているのかとの質問があり、昨年12月に自治会会長会において説明し自治会長の理解を得た。必要があれば事務局も参加して直接説明もできる旨を伝えている。1月には自治会長に聞き取りを行ったが、各地域からの反対意見は特になかった。

2月と3月の広報郡上において説明資料を全戸配布している。4月以降も継続的に住民説明を行っていく予定であるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては市民に対する説明が不十分であると思われるため、賛成多数で、原案は継続審査を要することに決定いたしました。

議案第21号 郡上市青少年育英奨学資金貸付条例の一部を改正する条例について。

教育次長から、高等学校等に入学を予定している者について、奨学資金の一時金貸付の対象とする特例期間を、再度3年間延長するための改正を行うものであるとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第22号 郡上市郡上八幡まちなみ交流館の設置及び管理に関する条例の制定について。

教育次長から、郡上八幡まちなみ交流館の設置に伴い整備するものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から更衣室を使用する場合の使用料について質問があり、研修室に付随して使用されることを想定しており、更衣室のみ使用するという場合は状況に応じて相談したいとの説明がありました。

また、徹夜踊りの時などには更衣室を開放するののかとの質問があり、更衣室にあわせて、研修室も着替えなどのために一般開放することを考えており、今後、観光課等と協議していきたいとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告いたします。令和2年3月13日、郡上市議会議長 兼山 悌孝様。郡上市議会文教民生常任委員会委員長 尾村忠雄。

以上でございます。

○議長（兼山悌孝君） ありがとうございます。

報告が終わりましたので、議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

議案第4号 郡上市自主運行バス設置条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 質疑なしと認めます。議案第4号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

続いて、議案第5号 郡上市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 質疑なしと認めます。議案第5号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第6号 郡上市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 質疑なしと認めます。議案第6号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

続いて、議案第7号 郡上市移動通信用鉄塔施設設置条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 質疑なしと認めます。議案第7号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

続いて、議案第8号 郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 質疑なしと認めます。議案第8号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります、委員長の報告のとおり決することに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

続いて、議案第9号 郡上市印鑑条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 質疑なしと認めます。議案第9号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります、委員長の報告のとおり決することに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

続いて、議案第10号 郡上市手数料条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 質疑なしと認めます。議案第10号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります、委員長の報告のとおり決することに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

続いて、議案第11号 郡上市畜産担い手育成総合整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 質疑なしと認めます。議案第11号に対する討論の通告はありませんので、討

論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります、委員長の報告のとおり決することに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

続いて、議案第12号 郡上市小水力発電施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 質疑なしと認めます。議案第12号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります、委員長の報告のとおり決することに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、議案第12号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

続いて、議案第13号 郡上市工場立地法に基づく準則を定める条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 質疑なしと認めます。議案第13号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります、委員長の報告のとおり決することに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、議案第13号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

続いて、議案第14号 郡上市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 質疑なしと認めます。議案第14号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります、委員長の報告のとおり決することに御異議は

ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、議案第14号は原案のとおり可とすることに決定しました。

続いて、議案第15号 郡上市林道事業分担金等に関する徴収条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 質疑なしと認めます。議案第15号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、議案第15号は原案のとおり可とすることに決定しました。

続いて、議案第16号 下水道事業の公営企業会計移行に伴う関係条例の整理に関する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 質疑なしと認めます。議案第16号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、議案第16号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

続いて、議案第17号 郡上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

(挙手する者あり)

○議長(兼山悌孝君) 4番 野田勝彦君。

○4番(野田勝彦君) 4番、野田です。ただいまの委員長報告、1ページ、本議案の1行目でありましたが、中ほどのかわいいことですが、児童の後、健全の後、育成が抜けているのではないかと思いますが、ちょっと確認をしてください。

○議長(兼山悌孝君) 委員長、どうですか。

15番 尾村忠雄君。

○15番（尾村忠雄君） ちょっと私のほうではわかりませんので、部長さんのほうでお願いいたします。

○議長（兼山悌孝君） 健康福祉部長 和田美江子君。

○健康福祉部長（和田美江子君） 抜けております。正確には、郡上市放課後児童健全育成事業でございます。失礼いたしました。

○議長（兼山悌孝君） それでは、指摘のとおり、1行目の放課後児童健全育成、ここに育成を入れるということで訂正をお願いします。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 質疑なしと認めます。議案第17号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります、委員長の報告のとおり決することに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第17号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

続いて、議案第18号 郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 質疑なしと認めます。議案第18号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります、委員長の報告のとおり決することに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第18号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

続いて、議案第19号 郡上市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、5番 山川直保君ほか1名から修正の動議の提出がされましたので、提出者の説明を求めます。

5番 山川直保君。

○5番（山川直保君） ただいま動議の許可を賜りましたものございます。

議案第19号の修正案につきまして、古川議員とともに提出をさせていただきたいと思っております。説

明を自席にて提出させていただきたいと思ひます。

議案第19号 郡上市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について。

上記の議案に対する修正案を別紙のとおり地方自治法115条の3及び会議規則第17条の規定により提出します。

令和2年3月11日、郡上市議会議長 兼山悌孝様。提出者、郡上市議会議員 山川直保。同じく、古川文雄。

提出の理由でございます。

議案第19号が起案された後に、新型コロナウイルス感染症が我が国各地で発症し、政府においては、新型コロナウイルス感染対策本部が設置されました。また、厚生労働省からは、感染症患者が多く発症し、感染症指定医療機関における病床が不足する場合、法第19条第1項ただし書において、緊急やむを得ない場合、感染症指定医療機関以外の医療機関に入院させることが可能であることが示された。

万が一パンデミック等が発生した場合を想定し、本条例の施行日を1カ月延長するため提案します。

11日に、私これ提出させていただきましたので、既にパンデミックということが世界保健機構WHOから、その認定が同日されたところでございます。

詳細に説明させていただきたいと思ひます。

今回の動議につきましては、まず、第1に議案第19号が起案された後に新型コロナウイルス感染症が我が国の各地で発生した実情があるということです。このことによって、市内が、学校も休校等も行われまして、市民の皆さんも大変心配をしておられる現状があります。

昨日までのコロナウイルス感染の情報では、国外感染者数11万7,058人、死亡者数4,273人、また、国内においては、感染者数620人、死亡者数15名となっております。

政府におきましては、新型コロナウイルス感染症対策本部が設置され、対応を急いでおられます。

令和2年2月9日には、厚生労働省健康局結核感染症課より都道府県、あと特別区、そして、保健所設置市に対し、新型コロナウイルス感染者の入院病床確保についての依頼の事務連絡がなされました。

主な内容につきましては、感染者が今後多く発生した場合、感染指定医療機関における病床では足りないため、法第19条第1項のただし書において、緊急、その他やむを得ない場合、感染症指定医療機関以外の医療機関に入院が可能であることを示されました。

また、2月25日には、総務大臣から、市町村に対しまして、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部の基本方針に沿って、公立で運営する病院においても、適切な入院体制を整備し、積極的な協力をいただくようお願いするとの通知がなされたところであります。

なお、世界保健機関WHOは、2日前、11日ですけれども、先ほども述べましたとおり、新型コロナウイルスの感染拡大について、世界的な流行を意味するパンデミックの状態であることを認定されました。

政府においては、10日、新型コロナウイルスの感染防止に向け、緊急事態宣言の発令が可能となるよう、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正案を閣議決定されて、11日には、内閣委員会で可決、そして、きょう13日、本日です。国会ではこの特措法の成立を目指されております。聞くところによりますと、多くの自治体では、患者が大幅にふえた場合、感染症指定医療機関の病床数では限りがあるため、重傷者の方々が十分な治療を受けられないおそれを想定しまして、専門病床、また、一般病床、または、ほか閉鎖されている病棟の活用、もしくはそれでも足りない場合、民間等の宿泊施設等の4段階に振り分けて入院させる議論も今行われております。

以上、このような世界的危機状況に入った今、この夏までに病床を適正な規模とする考えとして、この内容につきましては理解できますけれども、現時点を思うとき、国の対策本部の基本方針に沿わない部分があるんじゃないかなろうということを思います。

以上の理由により、慎重にこの条例については取り扱わなければならないと考えます。

今回の動議の内容につきましては、附則、施行期日を変更するものであります。

本条例案は、1、この条例は令和2年4月1日から施行するとありますが、これを変更し、1カ月程度おくらせた5月1日施行日とすべきと考えます。

なお、このおくらせる施行日の根拠につきましては、本来ならば政府が安全、もしくは収束宣言をされた後が適当なんだと思いますけれども、条例上、期日を明確にするための理由から、まずは1カ月程度後に施行されるべきと考え、修正案を提出するものでございます。

同士議員の賛同をいただきますようお願い申し上げます、私の趣旨説明と、条例の修正案をここに上程させていただきます。

以上。

○議長（兼山悌孝君） 説明が終わりましたので、委員長報告、修正案に対する質疑を行います。

まず、修正案に対する質疑を。

（挙手する者あり）

○議長（兼山悌孝君） 6番 田中康久君。

○6番（田中康久君） ただいま山川議員からと古川議員から出された修正案につきましては、大変時期を得た、また、市民の不安に寄り添う、そんな形の修正案かと思ひまして敬意を表したいと思ひます。ただ、質疑がありますので、よろしくお願ひいたします。

まず、山川議員が今朗読された部分に関しては、明瞭な部分でしたので、よくわかったんですけども、まずこれ、法第19条第1項ただし書において、緊急やむを得ない場合に感染症指定医療機関

以外の医療機関に入院させることが可能であるということが示されていますが、この可能というのは、そういうことをしても許されますよという意味での可能であって、できるというキャンの意味での可能かどうかということをもまず白鳥病院に確認したいというふうに思います。

実際問題、市民の方で、そういったコロナの関係で入院をされた場合に、白鳥病院の現状の状況で対応が果たして可能なのかという部分をただしたいと思いますし、もう一つ、先ほど山川議員の説明の中で、国の対策本部や総務大臣の通知に対して、市町村に対しての同意を求めるような内容が示されましたけども、総務大臣の通知に対して、市長は、そういったことに対してどのように考えているか、その2点についてお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（兼山悌孝君） では、まず白鳥病院の事務局長 川尻成丈君。

○国保白鳥病院事務局長（川尻成丈君） お答えをさせていただきます。

初めに、国の基本方針、新型コロナの感染症対策の基本方針というのが令和2年2月25日に出されております。その中では、感染症が疑われるものは、帰国接触者相談センターへまず第一に相談するというようになっておりますが、今後、山川議員が御指摘のとおり、感染が拡大しておる状況におきましては、基本方針内では今後、感染が拡大した場合、一般医療機関での外来診療については、一定の感染防止対策をとれる医療機関で受け入れるということとされております。

また、入院に関しましては、患者のさらなる増加や新型コロナウイルス感染症の特徴を踏まえた病床や人工呼吸器等の確保や地域の医療機関の役割分担（例えば集中治療室を要する重傷者を優先的に受け入れる医療機関等）など、適切な入院医療の提供体制を整備するというふうになっております。それに基づいて、各厚生労働省からいろいろな通達等が出ているということであるというふうには思っております。

そういったことを考えまして、白鳥病院でそういった患者様を受け入れることが可能かどうかということでございますが、現在、白鳥病院の建物の構造上、外来、入院ともワンフロアで行っております。外来に関しては、入り口が玄関1つでございますし、救急外来も一般の診療の患者様が見える廊下等を通して入ってくるということになっておりますので、いわゆる感染エリアと非感染エリア、いわゆるレッドゾーン、イエローゾーン、グリーンゾーンというふうに言われておりますが、そういうエリアを明確に区分するというのは非常に困難であるというふうに考えております。

同様に、入院におきましても、ワンフロアでございますので、いわゆる感染エリアと非感染エリアを明確に区分するという事は非常に困難であるというふうに考えております。

したがいまして、万が一、入院を受け入れる場合を考えましても、国が示すようないわゆる感染対策が十分とれるかと言われますと、そこは甚だ難しいというお答えをせざるを得ない状況でございます。これは、非常事態、さらなる非常事態を想定してではございますが、万が一白鳥病院で入院患者さんを受け入れることになった場合は、同じ感染者以外の入院患者様、高齢者が多いですの

で、その感染防止を、院内感染の防止を全く防ぐというのは相当厳しいですので、万が一受け入れる場合は、そういった患者様については、安全な病院に転院していただくような措置をとった上で受け入れるということは可能であるかもしれませんが、現実的には、なかなか難しいというふうに考えております。

こういったことから考えまして、現時点での国が示す感染対策をとった上での入院患者様、外来患者様の受け入れについては、相当厳しい、難しいというのが現状でございます。

以上です。

○議長（兼山悌孝君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思います。

先ほど山川議員さんの提案の中にもございましたが、総務大臣から、各市町村長に宛てて、あるいは知事に宛ててもそうですが、今回のこの新型コロナウイルスによる肺炎、こうした感染の拡大に鑑みて、公立病院を抱えている市町村においても、最大限の可能な配慮をお願いしたいと、そういう要請でございました。

私は、この要請の趣旨というものは、やはり先ほども話ございましたが、もちろん私も公立病院を抱えておるわけでございますから、最大限の対応をしなければいけません、それはあくまでも、医学的に見ても可能な範囲でということであろうというふうに思います。これは状況の変化とともにいろいろどのように対応するかということについての幅はあるかもしれませんが、やはりかえって、例えば、十分な施設のないわば能力もなく、あるいはまた、医療スタッフ等も不十分であり、そうした形でもし万一、今回の非常に感染力の強い新型コロナウイルスの患者等をそういう対応体制というものが不十分なまま、受け入れることによって、院内感染、入院しておられる、非常にそもそも基礎疾患を持っておられるようなそうした方々に院内感染を広めてしまうというようなことがあってはならないということだろうというふうに思います。

あるいは、日常の診療と、そういう機能を全く失わせてしまうということもできないというふうに思いますので、私たち郡上市としては、やはりそうしたことを十分に配慮して、そしてまた、もちろん情勢の変化にも対応していくべきであるというふうに思っております。

昨日、県庁で県が招集した2回目の対策会議がございました。その中で、県は今、先ほどお話しございました感染症の指定病院として、30床、県内全体では30床を確保していると。これは陰圧装置とか、いろんな施設面においても、あるいは医療スタッフにおいても、十分整っているところであろうというふうに思います。そして、この30床というのは、県内には5つほどの医療圏がございますので、各医療圏におおよそ6床ずつというふうに聞いております。

なおかつ、きのう話ございましたのは、県においては、そういう感染症の指定病院のほかに、いざというときに一般病院でも受け入れ可能なところを常に把握をしておかなければいけないと。

今回の新型コロナウイルスではございませんが、これまでたびたび起こった感染症としてのインフルエンザ感染症、これの受け入れ可能病院というものを把握いたしております。それが、現在、これは昨年の6月時点の数字だというふうにおっしゃいましたが、県内に361床あるということでございます。これは、ほぼ5つの医療圏に応じて、ほぼ人口に対応したような形で配置をしているということを確認、昨日、私は発言して確かめました。

それで、なおかつ今、今回の新型コロナウイルス対応として、感染症指定病院以外の病院で受け入れ可能な今の一般病院を、これからは1週間ごとに把握をしていくと。現時点において、各これは恐らく公立病院だけじゃないと思いますが、県内の医療機関に対して現時点において、どれだけ可能ですかということ、これから毎週毎週一定の曜日に把握をしていくので、それを報告してもらいたいという、今、情勢になっております。

そういうことで、今、恐らく郡上市としては、白鳥病院については、先ほど事務局長が申し上げたような形で、非常に施設面においても、あるいは医療スタッフ面においても、脆弱でございまして、これは、今回のそういう問い合わせに対しても、恐らく受け入れる能力がないとお答えをすることになるだろうというふうに思います。

一方、市民病院においては、ある程度、これは、これまでの調査においても、一定の病床数は確保できるという回答をしておりますが、これは先ほども申し上げましたように、刻々と入院状況が変わってまいりますので、この時点においては、何床は、諸条件といろいろなことを確認して、可能ですという報告をこれからするというを事務局長に聞いております。

そういうことで、私たちは、国内における新型コロナの感染症のもちろん蔓延状況というものを考えて、非常時でとらなければならないという措置が今後も出てくるかもしれません。それは、もう極端なことを言えば、今、入っていただいている患者様を、全て、例えば、白鳥病院においてもどこかへ移っていただいても、あるいは日常の診療をやめてでも、例えば入院をしていただかなければならないというような措置をとらなきゃならんことがないとは断言できませんけれども、それはしかし、先ほど申し上げましたようないろんなことを考え合わせた中で、適切な対応をとっていくべきではないかというふうに思っております。

いろいろお話申し上げましたが、現時点においてはそういうことで、郡上市も公立病院を抱えているものとして、総務大臣の要請にもお答えする趣旨からも、可能な限りの他のことに支障を及ぼさない限りの対応はしてまいる考えは持っております。

そのようなことで、お答えになろうかと思いますが、私たちも誠実に、そして情勢の変化に応じて、取るべき手段はとっていかなければならないというふうに思っておりますが、現時点においては、おおむねその感染症対策の30床以外におおむねこれまでの新型コロナウイルス以外の非常に恐ろしい感染症もあるんですが、おおむね360床ぐらいの一般病院の病床も大体確保はされているという

説明を昨日、県のほうから受けた次第でございます。

(挙手する者あり)

○議長(兼山悌孝君) 10番 山田忠平君。

○10番(山田忠平君) 関連で、10番、山田。

山川議員の今、コロナウイルスに対する現状のいろんな考え方、そしてまた刻々と変わってくる本当に大変な時期にあらうと思いますが、そういったことについての心配とか、あるいはここで出された条例についての取り組みのこと、考えについてはよくわかります。

そこで、山川議員に1つお尋ねするんですが、国のほうの緊急非常事態宣言が出た場合には、今、この条例が通って、例えば白鳥病院が4月1日から壊してしまうとか、あるいは空き部屋になったものを全部もう全く使えないようにするというのではなしに、あいておる部屋があるわけです。こうした場合には、先ほど言われたように、やっぱりどこの病院でも受け入れるかどうかって市長言われたことも含めて、やっぱりそういう対応をせないかん、非常事態の宣言をされた場合には、取り組んでいかんならんし、もちろんこういったことが起これば、その病室も、また、宿泊施設の関係のいろんなところもやっぱりやらないかんという、これは本当に大変なことが起きるんです。だから、そのことには対応ができると私は思っとるんやけど、そのところ山川議員、どう。

○議長(兼山悌孝君) 5番 山川直保君。

○5番(山川直保君) 私は、この病床減に、適正化に絞っていくことに関しては反対するものじゃないんです。この5月1日、これは任意ですけども、日にちでなければいけないから1カ月としておりますが、この程度、それを待つことをしていただきたい。これは、もちろん市民に対しての安心を与えることです。

ですから、これ夏までには、この病床の削減のことを決定していかなければいけないんですけども、5月1日でも、これが間に合うのならば、私はそうすべきだと思います。

あと、先ほど市長さんが申されました、物すごい蔓延状態になった場合、郡上市の市民が岐阜とか関とかの専門の病床がいっぱいで入れないときは、どうすると。本当に入れない人ができた場合です。このときは、本当に医師たち、医師の皆様方、覚悟がいますけれども、通常の肺炎と、今ある薬で対応してもらおうということにならざるを得ないと思うんです。

ですから、そのときは御家庭でそのままおってくれというよりは、やはり病床があいておるんならば、そこへ入っていただいて、今、みえる患者の方々を市民病院とか他の所に移したり、あと、民間の病院へ移したり、そこはある程度隔離してでも手当していかなような事態が起きないとも限らない。

ということですから、私はこの施行期日を、まず余裕があるならばずらしていただきたい。そして、1カ月あれば、大体のことも見えてくるかもしれないし、それが病床を廃止してしまっている

とそれはできない。さらに緊急事態なれば、民間の宿泊施設もあるかもしれませんが、今の現状では、それは対応できるスタッフ、また、設備がないと言われましたけど、それでもやっぱり市民はやはり公立病院の病床を頼るしかないんです。

ですから、私はこの期日のことをそれだけ伸ばしていただけないかということ強く思うものです。

○議長（兼山悌孝君） 田中君、よかったですか。ほかに修正案に対する質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） それでは、修正案に対する質疑はこれで打ち切りまして、続いて、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） それでは、質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。まず、修正案に対する討論を行います。修正案に反対の討論はございますか。

（挙手する者あり）

○議長（兼山悌孝君） 14番 武藤忠樹君。

○14番（武藤忠樹君） 14番、武藤であります。

今ほど、山川議員のほうから修正案が出されましたけれども、現在、国保白鳥病院では、4月から看護体制を過去の入院患者の実績から40から46人を想定して、看護師を配置し、運営する予定になっております。

結核病床4床を含む16病床を削減しても、現在の入院治療には応えることができるものであります。

しかし、病床60床を継続することは、看護師確保の面からも非常に困難であります。

また、先ほどから出ております新型コロナウイルス感染対策については、国は大規模な感染拡大に備え、感染病床以外の病床確保の協力を求めていますけれども、先ほど事務長からも説明がありました。受け入れについては国が示す新型コロナウイルス感染症対策の基本方針において、まず1つ、病院内の感染を防ぐため、感染者と感染していない人を分離しなければならない。

もう一つ、2つ目、人工呼吸器等の医療機器を確保しなければならない。

3つ目でありますが、透析や妊婦健診を行う病院では、コロナを疑う患者の診察は十分検討が必要である。この3つが示されております。

現在、国保白鳥病院では、受診の出入り口や病棟についてもワンフロアであります。そのため、こういった対策をとることは非常に構造的には不可能であり、子どもからお年寄りまでの通常の医療を維持することが優先と考え、国保白鳥病院での感染者の受け入れはできないと判断されます。

したがって、感染者を受け入れることを考慮して、1カ月施行時期を延期する本修正案には反対をいたします。

○議長（兼山悌孝君） では、賛成の討論はございますか。

（挙手する者あり）

○議長（兼山悌孝君） 5番 山川直保君。

○5番（山川直保君） 賛成討論をさせていただきたいと思いますが、反対の今御意見の中で、私思いましたのが、4月からの医療に対するスタッフの数のことも申されましたが、まず、この数のことは、まず別物やと私思います。もしそういうときには、この間に起こってきた場合は、そういう確保をしていかなければならない。どういう医療に従事してこられた、今までのOBの方とか、そこまで差し迫ったときに、そうした協力を得ながらやらなければいけないし、少ないスタッフでも頑張ってもらわなんこともあるかもしれん、私、まず1つ思います。

そして、基本方針の中で、隔離できる定義は、これ個室かどうかという定義を厚生労働省から出とる。個室であるかどうか隔離という一般病院で、厚生労働省が言われている定義の中では、隔離というのはどういうことかという、1つ目です。個室であるかどうか。2人、完全に陽性と言われた同じ患者に関しては、同部屋でもいいと、そういう定義なんです。ですから、隔離というのは、専門病床じゃなくても、一般病院においての一般病床においても、定義的には個室であることです。今、個室は幾つも条例によって減少が予定されています。ですから、非常事態のことを考えた、私はこの施行期日をおくらせるということを申しとるんです。その間に国の対処、いろんなことも変わってくるかもしれませんが、内容については、後藤院長からも、前回のときにお伺いしておりますし、そのことに関しては、私は反対するものではない。

ですから、この間を待てずに減少するという条例を通すことはいかがなものかと。その事象が変わってきておるんです、起案されたときから。それを考えたら、その対応ができるスタッフがいなくても、もしも、看護する気概を持って、郡上市は、減少は今、1カ月はしないよというところを見せてほしいんです。

以上です。

○議長（兼山悌孝君） そのほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） それでは、修正案に対する討論は終了しまして、原案に対する討論を行います。討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

（挙手する者あり）

○議長（兼山悌孝君） 4番 野田勝彦君。

○4番（野田勝彦君） 4番、野田でございます。議案第19号に対して反対というよりも、むしろ私

は委員会では附帯をつけていただきたいと申し上げました。

今、5番議員から修正の動議がありました。この修正についても、私は基本的には賛同の立場ではあります。しかし、仮にこの修正が通ったにしても、1カ月後には提案どおりになります。ただ、これは1カ月長らえるだけの話であります。

基本的に私、今まで皆さん方も御議論聞いておまして、こういうときのために、極めて例外的な事態ではあります、今。コロナウイルスというのは、本当に例外的、全世界的な現象であって、本当に人類としては大変な事態であるということは、そうめったに起こることではないかもしれない。けども、こうした新しいウイルス以外でも、日常的に感染の心配のされる病気というのはいっぱいあるわけなんです。これに対して、今までいかに手を抜いてきたかというのが私、何もこの郡上市ばかりじゃなしに、全国的なやっばり医療体制としては不十分であったと思うわけです。

それは、先ほど市長から申されたように、県内には数十、あるいは医療圏において、それぞれの陰圧を持った病床が確保されているとはいいいながらも、各市においては、ほとんどこれに対応できない状況が今、岐阜県下で起きとるわけです。

ですから、この第19号は、それに対する後退の姿勢でしかないと思います。

基本的に、一般病床とか、あるいは療養とか、回復期の病床というのは、必要に応じて、これは増減することはあり得ても、結核病床については、白鳥病院に限る必要はありません。少なくとも、市内の公的な病院の中において、数床の常時確保を私はやっぱり要求したいと思います。これはやっぱり市民の願いだと思います。

私の知るところによりますと、高齢の方で、結核になられて、市内の病院を転々と移動しながらも、大変苦勞された御家族の話も聞いております。これはやっぱりきちとした医療の感染症対策の設備やら、あるいはスタッフ含めて、非常に不十分であったということの証拠だと思います。

そんな形の中で、ぜひともこれから起こるであろう、この前も委員会の中で部長のほうからありました。現在も市内で結核患者の方は数名から、時には、年によっては二桁になるまで実際にいらっしやるわけなんです。こういう方々のため、排菌はなくても、対応できるような施設、設備を私は整備すべきだと思うわけです。

確かに、さまざまな経費も、あるいは設備投資も必要だし、あるいは専門のスタッフも必要になってくるかもしれません。

しかし、市民の命と健康を守るためには、ほかのことを差し置いてでも、私はやる義務があると思います。これは、私は市の責任だと思っております。

そういう意味で、この第19号については、今後、市内の公的な病院の中で、感染症に対応できる施設設備を備えるという附帯をつけていただきたい。

以上、要求して終わります。

○議長（兼山悌孝君） ただいま、原案に対する反対の討論とありますが、ほかに賛成の討論はありますか。

（挙手する者あり）

○議長（兼山悌孝君） 1番 三島一貴君。

○1番（三島一貴君） 1番、三島です。この議案の賛成の立場で賛成の討論をさせていただきたいと思えます。

先日、全員協議会が開かれまして、国保白鳥病院の関係者の方々から、しっかりと細かく今の現状または今後の見通し等の説明を聞き、また、熱く、スタッフのためのような御説明もしっかりと聞きました。

また、常任委員会では、本日、委員長から報告があったように、この中でもしっかりと今の現状から今後の見通しということを担当課からも説明いただきました。また、今も修正案に対しての説明もいただきました。

そんな中で、やはりさまざまな御意見もある中、この白鳥病院が、やはりどうしていくかということが大事だと考えております。

その結核病棟の話でもあっても、現時点、専門医もいないという状態で、なかなか治療もできません。今の現状をお聞きしている中、やはり患者さんからの希望というものは、しっかりと専門医がいる専門の病院で治療を受けたいということをお聞きしております。今の白鳥病院であっては、なかなか先生の医師不足ということで、専門医を受け入れることができず、このまま病院の維持もできないということでもありますし、また、厚生労働省から指摘を受けた件に関しましても、この病床を減らして、この白鳥病院の経緯について、変えることによって、そこから対象外となって、この白鳥病院が今後この地域の中での医療機関としての立ち位置をしっかりと立てるものだと思っております。

また、いろんな御意見の中に、今ありましたが、そうしたら、そういった感染症病棟を設置すべきということでもありますが、お話を聞いておりますと、白鳥病院にその役割をやろうと思うと、多額な予算がかかるということでもありました。そのあたりは、先ほど市長の話もありましたが、緊急の場合は市民病院も対応できる。また、この白鳥病院も、今、慌ててその病室を壊すわけではないものですから、また、緊急の場合では、また対応ができるということでもありますし、また、今後のことに関しましては、地域のほかの病院としっかりと専門医の持った、しっかり設備が整った病院と連携をとるという御意見も聞いておりますので、そういった形で、今後、この地域医療を守っていくべきには、そういった白鳥病院だけを整備して整えていくわけではなくて、各市町村も超えて、いろんな病院と連携をとってやっていくことが、これからのこの医療機関を守っていくべきなことだということも僕は考えておりますので、そんな立場から、こういった形で賛成をさ

せていただきたいと思います。同志の議員の皆様の賛成をお願いいたしまして、賛成討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（兼山悌孝君） ほかに討論ございませんか。

（挙手する者あり）

○議長（兼山悌孝君） 13番 上田謙市君。

○13番（上田謙市君） 13番、上田です。今、三島議員からも賛成の討論がありましたように、私も、先般の全協で後藤院長の説明を聞いた後、信頼する後藤先生ですので、先生が判断されることに間違いはなかろうというような、ちょっと冷静さを欠いた発言をしたわけですが、ここで、なぜ議案第19号が上程されて、賛成を求められておるのかというところの根拠を私なりに賛成討論の立場で話をさせていただきたいと思います。

ここに中日新聞の昨年10月21日に発刊された中日新聞の社説があります。病院の再編という題の社説なんですけれども、見出しに人口減の危機感共有をとあります。ポイントだけちょっと読み上げてみます。

医療界は2つの課題に直面している。1つは少子化による人口減だ。医療機関が抱えるベッド数は過剰になると試算されている。厚労省が今より、約5万床減らし、119万床にする方針だ。人口減を考えれば、医療機関の縮小は避けて通れない。もう1つは高齢化だ。団塊世代が75歳を超える2025年に向け、重傷者に治療を行う急性期医療を減らし、高齢者のニーズが高いリハビリ医療などをふやさなければならない。縮小と転換を進めないと医療機関の存続自体が危うくなる。地域に必要な医療は何か、その実現に民間病院も含め、どう役割分担をし、再編するのか、地方にはそれを真剣に議論する責任がある。

とあります。郡上市には、郡上市の国民健康保険事業の運営に関する協議会というのがあって、議会代表で私も2度ほど委員を務めさせていただいたことがあります。そこで医療の代表で出席をして見える後藤院長先生は、常々こういう発言をされておりました。「郡上市の人口減少、特に少子高齢化が進展する中、国保会計の将来予測をすると懸念材料が多く、医療体制も現状のままで維持できないのではないか」という主張をして見えました。杉下院長先生も同様な考えを披瀝されていたことを覚えております。

それで、郡上市においても、自治医科大学の先生が中心になりまして、これまでも地域医療フォーラムが開催をされたり、これ後藤先生もお話しになりましたけれども、市の広報に郡上の医療体制の現状と展望について、それぞれの医師の立場でオピニオンといいますか紀行文を寄せておられました。

そして、それぞれの背景にあるのは、郡上市の医療体制が現状のままで維持するということが困

難であり、そうした警鐘を鳴らしておられたことだというふうに思います。社説にあるとおりであるというふうに理解をいたしております。

そういうことを思いますと、今回の議案第19号は、こうした日本の医療の体制と申しますか、医療の持つておる課題を反映したものであり、やはりこれはいろんな修正案の趣旨説明に分かれます反対される方の意図も理解ができますけれども、郡上の将来の医療ということ考えた場合、やはりこれは賛成せざるを得ないと思うのが、私の気持ちであります。

しかしながら、この白鳥病院を利用されておられる市民にとっては不安なことでありますし、どうかそれを払しょくするためにも、広報やケーブルテレビを通じて周知等は徹底して十分に行っていただきたいということをお願いしながら、条例案には賛成をいたしますので、同議員の賛成をお願いいたします。

○議長（兼山悌孝君） ほかに討論はございませんか。討論は1回ですので、よろしくお願いします。

それではほかになければ、以上で討論を終結したいと思いますですがよろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） それでは、討論を終結しまして採決を行います。

初めに、修正案の採決を行います。修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（兼山悌孝君） はい、よろしいです。いいですよ。賛成少数と認めます。よって、修正案は否決することに決定いたしました。

続いて、原案についての採決を行います。原案に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（兼山悌孝君） ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、議案第19号は、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

それではここで、暫時休憩とします。再開は11時15分とします。

（午前11時05分）

○議長（兼山悌孝君） それでは全員おそろいでございますので、休憩を解き会議を再開いたします。

（午前11時14分）

○議長（兼山悌孝君） それでは、続きまして、議案第20号 郡上市国民健康保険診療所条例の一部改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（挙手する者あり）

○議長（兼山悌孝君） 10番 山田忠平君。

○10番（山田忠平君） 委員長報告について委員長にお伺いをいたします。

本委員会としては、市民に対する説明が不十分であると思われるため、原案は継続申請を要するという委員長の報告でありました。このことについて、市民の説明についてであります。下段のほうに和良地区住民への説明ということで当局のほうから答弁がされております。これで、今後についても特別な自治会の関係では意見が特になかったということ、2月、3月に広報郡上においても説明を全戸配布、また4月以降も継続的に住民説明を行うという予定であるということが説明されていますが、委員会として、市民に対する説明不十分、市民の多数の不十分という確認がとれておるのか、委員会としてはどうなのかをお聞きをいたします。

○議長（兼山悌孝君） 15番 文教民生委員長、尾村忠雄君。

○15番（尾村忠雄君） ただいまの件について説明をさせていただきます。

市民からの御意見等お聞きする中で、そういったことがまだまだ不足でないかという御意見がありました。そういった中で、やはり委員会としては、慎重審議する中で、もう少し市民の意見を深く聞き入れやっけていなければ、こういったことはだめだなというなことで、こういった説明になりましたので、御理解をいただきたいと思えます。

（挙手する者あり）

○議長（兼山悌孝君） 10番 山田忠平君。

○10番（山田忠平君） 今の言葉は、市民の方からそういうことが伺えたということではありますが、そうしますと、前段の当局の執行部のほうからの説明については理解をされて、最終的には市民説明ということだと思います。その中で、この説明の中に県の北西部医療センター、中ほどですけども、いろんなことを考えると、和良診療所に2名の医師を配置することは困難である。また、休床のままにしておくことは可能であるけども、夜間、休日診療を中止するため、今後の再開は不可能である。また、廃止ができないと別の事業への転用計画も進められない。それから、郡上市への地域医療を守る医師の確保をするためには、夜間の休診診療の中止は必要であり、そうしなければセンターの体制を維持できない。いろいろとそういう説明をされておりますが、こういうこの記載の言葉からしますと、時間的、期日的猶予を委員会としてあるという判断をされたのか、あるんですかということをお聞きしたいです。

○議長（兼山悌孝君） 15番 尾村忠雄君。

○15番（尾村忠雄君） ただいまの質問につきまして、委員会で行政のほうから説明をいただきました。委員会としては、特別の意見がありませんでしたので、つけ加えて、事務局長のほうから説明をしていただければ、再度、説明していただければと思えますので、よろしく申し上げます。

○議長（兼山悌孝君） 今のだと条例の部分からちょっと外れておりますので、条例に関する質疑ということをお願いしたいのですが、よろしいですか。問題が、質問の内容が条例からちょっと外れ

ておりますので、条例に対する質疑を行っていただきたいと思ひます。

(挙手する者あり)

○議長(兼山悌孝君) 10番 山田忠平君。

○10番(山田忠平君) ちょっと理解ができませんのですが、これ委員長報告に載つとるもので、何が条例にあれやつてことか。

○議長(兼山悌孝君) 委員長報告に対する質疑は、やつたの。これは、ベッドをなくすとか何とかじゃなしに、診療体制に対する内容ここに書いてあるということで、条例に対する文言というのは、ちょっと外れておりますので、委員長報告に対しての。今のわかるかな。

(挙手する者あり)

○10番(山田忠平君) 委員長が言われることが条例から外れておるのか、私が言つておることが条例から外れておるのか、ここに書いてあることが条例から外れておるのか。

○議長(兼山悌孝君) それじゃあ、ここの報告書の部分が、多少条例から外れた報告書の内容がということなんです、もう1回説明いただけます。できる。

白鳥病院事務局長。

○国保白鳥病院事務局長(川尻成丈君) 失礼いたします。この委員長報告にあります内容につきましては、委員会において質問に私どもがお答えをさせていただいた内容が書いてあるというふうに思っております。

この条例に関しましては、8床の廃止の条例でございますが、8床の条例を提案させていただきました中に、いわゆる県北部地域医療センター、白鳥病院、各診療所分を含めた全体の体制の中で、医師確保とかそういった全体の中を考えた上で、廃止をさせていただきという一つの理由でありますということで、御説明をさせていただいた趣旨でございます。

ですので、直接的な理由といたしましては、やはり病床を今後維持、復活というか今休床でございますが、それをまたもとのように戻すことは難しいというふうに考えておりますし、全体、医師等の体制も4月以降変わるようになりますと思ひますし、スタッフ等の確保も難しいということで、そういった意味で病床の廃止についての意見として述べさせていただいたものでございます。

また、その中に継続する休床のまますることは可能であるというふうにもお答えさせていただいておりますが、今のところ継続することによってスタッフと医師をふやすという必要はございませんので、そういった意味でお答えさせていただいておりますが、まだ具体的な計画は上がっておりませんが、病床を休床のままにしますとベッドとか設備はそのまま維持する必要がありますので、将来的に使う見込みが少ないものについて、今回の機会に廃止をさせていただきたいという意味での委員会での答弁の内容でございます。

(挙手する者あり)

○議長（兼山悌孝君） 10番 山田忠平君。

○10番（山田忠平君） 山田。わかりました。そのことを含めて、委員会で審議されたと思いますし、過日の全員協議会も含めて、この今、20号のほうの条例でありますけども、このことを私はやっぱり早期に可決、通して、そして今ここの委員長報告にあります説明不十分であることについては、4月以降も継続的に説明会を行っていく予定でなしに、しっかりとやっぱり執行部も事務局も入って、きちんと説明をしていくということも、そういった緊張感とかあるいは切迫感も含めたことをやるべきだと思いますので、せめてこの条例については、きちんと説明を行うことも付帯決議をつけて、そして早く条例を通して、今後の体制に取り組んでいただきたいということを希望をいたしておきます。

○議長（兼山悌孝君） 今の付帯決議というのは、動議で出ておりませんし、賛同がないので、一応意見としてお伺いします。

ほかにございませんか。

（挙手する者あり）

○議長（兼山悌孝君） 4番 野田勝彦君。

○4番（野田勝彦君） 4番、野田です。この委員会の1委員として参加しておりますので、私の思いを若干述べさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

○議長（兼山悌孝君） 委員長報告に対する質疑で。質疑をお願いします。

（挙手する者あり）

○4番（野田勝彦君） 質疑ですか、わかりました。

○議長（兼山悌孝君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） それでは、質疑をこれ以上なしと見て、議案第20号に対する討論の通告がありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を継続審査とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第20号は、原案を継続審査とすることに決定いたしました。

続いて、議案第21号 郡上市青少年育英奨学資金貸付条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（兼山悌孝君） 6番 田中康久君。

○6番（田中康久君） 先ほどの修正案の議論と重なると思うんですけども、再度3年間延長するための改正ということで、これに関しては特段異議もないですし理解できるんですが、特段質疑はななくということでしたけども、例えば今のコロナの関係で、奨学金というのは、基本的には前年度の所得で換算して借りられるか、借りられないかという部分がありますので、急激にこの経済冷え込んでいる状況の中、また、郡上市の場合とはかく多くの方がとも働きで、パートやアルバイトをしながら、子どもさんを大学に進学させたり、専門学校に進学させたりしているという現状がありますので、そういった現状等について、これから奨学金の運用とかに対して、弾力的な措置に対して、話し合いが行われたのか、もし話し合いが行われていなかったら執行部としては、そういうことに関してどのようにお考えなのかについてお伺いしたいと思います。

○議長（兼山悌孝君） 文教民生委員長、15番 尾村忠雄君。

○15番（尾村忠雄君） 先ほど御報告したとおり、特段の質疑はありませんでした。もし執行部のほうから答弁があれば、お願いをいたします。

○議長（兼山悌孝君） 副市長 青木修君。

○副市長（青木 修君） 御質問の趣旨が、コロナウイルスに対する緊急の対応を含めてということですので、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

まず、これからの状況をよく注視しなければなりません、例えば家計のいろんな問題で、進学を断念せざるを得ないとか、あるいは就学を続けることが難しいとか、そういったことは避けたいというふうに考えておりますので、まず1つは、この一時金について申し込み等の締め切りについては、これは、弾力的に対応していきたいというふうに思っております。

それから、現在、奨学金を受けていらっしゃる方で、新たに受けたいんだけど、期日的に間に合わなかったというそういった方についても、できるだけ弾力的に進めていきたいというふうに思っておりますので、今申し上げたことにつきましては、いずれも教育委員会とその協議をして、早急にこういう方向にしていることについて、これも各学校のほうへ生徒さんに直接伝わるように伝えていきたいというふうに思っております。

それから、もう1点、奨学金とは別にどうしても就学がなかなか難しいということで、生活あるいは学習用の相談につきましては、教育委員会のほうでできるだけ丁寧に対応していただけるように、教育委員会のほうでも、そうした特に生徒さんの今後の学校生活に係る相談についても応じていただくように、お願いをしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（兼山悌孝君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） それでは質疑を終了し、議案第21号に対する討論の通告はございませんので、

討論を終結し採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、議案第21号は、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

続いて、議案第22号 郡上市郡上八幡まちなみ交流館の設置及び管理に関する条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 質疑なしと認めます。議案第22号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、議案第22号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第37号について(委員長報告・採決)

○議長(兼山悌孝君) 日程21、議案第37号 令和2年度郡上市一般会計予算についてを議題といたします。議案第37号は、予算特別委員会に審査を付託してあります。委員長より審査の経過と結果について求めます。

予算特別委員長、渡辺友三君。

16番 渡辺友三君。

○16番(渡辺友三君) それでは、予算特別委員会の報告をいたします。

令和2年2月20日に開会の、令和2年第1回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました、議案第37号 令和2年度郡上市一般会計予算につきまして、2月25日、26日、そして27日及び3月2日に予算特別委員会を開催し、慎重に審査を行いました。なお、全議員参加の委員会でございますので、詳細については省略し、結果のみの報告をいたします。

議案第37号 令和2年度郡上市一般会計予算について、審査の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

以上のとおり報告いたします。令和2年3月13日、郡上市議会議長 兼山悌孝様。郡上市議会予算特別委員会委員長 渡辺友三。

以上でございます。

○議長（兼山悌孝君） ありがとうございます。

それでは、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 質疑なしと認めます。

議案第37号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第37号は、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議案第38号から議案第58号までについて（委員長報告・採決）

○議長（兼山悌孝君） 日程22、議案第38号 令和2年度郡上市国民健康保険特別会計予算についてから、日程42、議案第58号 令和2年度郡上市病院事業会計予算についてまでの21議案を一括議題といたします。

ただいま一括議題といたしました21議案は、各常任委員会に審査を付託してあります。各委員長より審査の経過と結果について求めます。

まず初めに、総務常任委員会委員長、清水敏夫君。

17番 清水敏夫君。

○17番（清水敏夫君） それでは、総務常任委員会の報告をさせていただきます。

令和2年2月20日開会の令和2年第1回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました予算10議案につきまして、令和2年3月3日開催の第1回総務常任委員会において慎重に審査いたしましたので、その経過と結果を報告いたします。なお、経過については、主な内容を報告いたします。

議案第41号 令和2年度郡上市駐車場事業特別会計予算について、総務部長から歳入歳出予算の総額と内訳について説明を受けました。

審査の中で、委員から業務委託料の内容について質問があり、近年は実績がないが、除雪経費を見込んでいるとの説明がありました。

また、利用者から夜間等の問い合わせやクレームを受けた実績について質問があり、月に1回程度であり、クレームによっては委託業者が駆けつけて対応しているとの説明がありました。

愛宕駐車場の料金徴収の有無の基準について質問があり、文化センター来客用の駐車場としても

利用しているため、基本的には平日は無料開放としているが、休日においてもイベント開催時等には無料開放としているとの説明がありました。

文化センター前にある第2駐車場ができたことによる、イベント開催時の駐車場利用状況について質問があり、文化センター等の利用に伴い、あらかじめ申請していただくことで、利用者の数を見ながら駐車場を活用している。愛宕駐車場、第1、第2駐車場に加え、休日は小野職員駐車場も活用できるため、駐車場が不足するという事は少なくなったとの説明がありました。

管理システムのリースについて質問があり、5年リースとなっており、現在の機器の契約では、5年経過後はリース料がかからなくなる。前の機器も15年ほど利用していたので、使える限りは使っていく形となるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第44号 令和2年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計予算について、市長公室長から、歳入歳出予算の総額と内訳について説明を受けました。

審査の中で委員から、金融機関との金利の交渉について質問があり、当該基金は現在、定期預金として管理しているが、毎年市内の金融機関から金利の見積もりを徴収し、その中において最も高い金利を基準に、他の金融機関とも交渉するなど、できる限り高い金利で預けられるよう努力しているとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第48号 令和2年度郡上市大和財産区特別会計予算について。大和振興事務所長から、歳入歳出予算の総額と内訳について説明を受けました。

審査の中で委員から、岐阜県水源林造林推進協議会負担金について質問があり、負担金額は1,000円であり、算出については前年度の事業費割となっているとの説明がありました。

また、山林造成費における委託料について質問があり、他の財産区においては森林整備センターから分収造林事業として応分の経費を受け入れて作業しているが、大和財産区は郡上森林組合が国、県からの補助金を受け入れて、長期施業に作業し、その不足分を負担金として支出している。委託料は道路維持等に係るものであるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第49号 令和2年度郡上市白鳥財産区特別会計予算について。白鳥振興事務所長から、歳入歳出予算の総額と内訳について説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第50号 令和2年度郡上市牛道財産区特別会計予算について。白鳥振興事務所長から、歳入歳出予算の総額と内訳について説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第51号 令和2年度郡上市石徹白財産区特別会計予算について。白鳥振興事務所長から、歳入歳出予算の総額と内訳について説明を受けました。

審査の中で委員から、一般管理事務経費の報償費について質問があり、事務員に必要により事務を依頼する場合の人件費を謝礼として支払っている。また、牛道財産区においても、管理会長と書記会計の方が、事務を含めたいろいろな作業をされるので、その謝礼として支払っているとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第52号 令和2年度郡上市高鷲財産区特別会計予算について。高鷲振興事務所長から、歳入歳出予算の総額と内訳について説明を受けました。

審査の中で委員から、中学校学習環境整備事業についての質問があり、令和2年度の単年度事業となっているとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第53号 令和2年度郡上市下川財産区特別会計予算について。美並振興事務所長から、歳入歳出予算の総額と内訳について説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第54号 令和2年度郡上市明宝財産区特別会計予算について。明宝振興事務所長から、歳入歳出予算の総額と内訳について説明を受けました。

審査の中で委員から、管理会事務経費における報償費の内訳について質問があり、財産区管理会に御出席いただく有識者への日当であるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第55号 令和2年度郡上市和良財産区特別会計予算について。和良振興事務所長から、歳入歳出予算の総額と内訳について説明を受けました。

審査の中で委員から、観光造林購入について質問があり、単価の算出方式にはグラーゼル式と市場単価逆算方式があり、どちらか高いほうで評価額を算出していたが、公有林官行造林の取り扱い方針が一部改正となり、単価の安い市場単価逆算方式が採用されることになったとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告をします。令和2年3月13日、郡上市議会議長 兼山悌孝様。郡上市議会総務常任委員会委員長 清水敏夫。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（兼山悌孝君） ありがとうございます。

続きまして、産業建設常任委員会委員長、美谷添生君。

18番 美谷添生君。

○18番（美谷添生君） それでは、産業建設常任委員会の報告をいたします。

令和2年2月20日開会の令和2年第1回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました予算5議案につきまして、令和2年3月3日開催の第1回産業建設常任委員会において慎重に審査いたしましたので、その経過と結果について報告をいたします。なお、経過については、主な内容を報告いたします。

議案第42号 令和2年度郡上市宅地開発特別会計予算について。建設部長から、歳入歳出予算の総額と内訳及び販売予定区画等について説明を受けました。

審査の中で委員から、なぜ売れずに残っているのかを分析しているかとの質問があり、価格の問題があると考えられ、通常の宅地分譲面積からすると面積が大きく、土地代に係る経費が大きくなり、購入者に厳しい部分もあると思われ、今後市で擁壁をつくることや分割する方法など考えていきたいとの説明がありました。

問い合わせはどれぐらいあるか、ニーズが減っているのかとの質問があり、問い合わせは年に1件程度である。これまで市内を中心にPRをしていたが、現在住んでいる方は美濃市や関市に通勤されている方が多いと聞いているため、令和2年度は、関市や美濃市の事業所などにPRすることを考えているとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第46号 令和2年度郡上市小水力発電事業特別会計予算について。商工観光部長から、歳入歳出予算の総額と内訳について説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第47号 令和2年度郡上市工業団地事業特別会計予算について。商工観光部長及び商工課主幹から、歳入歳出予算の総額と内訳について説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第56号 令和2年度郡上市水道事業会計予算について。環境水道部長、水道総務課長及び水道工務課長から、歳入歳出予算の総額と内訳及び主要事業箇所について説明を受けました。

審査の中で委員から、緊急時給水拠点確保等事業の避難所について質問があり、市の防災計画で指定している避難所が対象となり、避難所や病院などの重要給水施設に繋がる配水管を順次更新、

耐震化していく計画であるとの説明がありました。

また、更新のスケジュールについては、耐用年数、経過年数だけでなく、その配水管のルートに係る給水人口等の要素を考慮し、優先順位を決定していくとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第57号 令和2年度郡上市下水道事業会計予算について。環境水道部長、水道総務課長及び水道工務課長から、歳入歳出予算の総額と内訳及び事業予定箇所について説明を受けました。

審査の中で委員から、特別損失に予算計上されている不納欠損額3,016万円について質問があり、下水道特別会計において、滞納繰越額として計上されていた使用料分担金等について、企業会計移行に際し、貸借対照表の適正表示の観点から、5年の消滅時効期間を経過したものを不納欠損処理するもので、今年度だけの会計処理であるとの説明がありました。

ストックマネジメント事業について質問があり、この事業は、施設の老朽化の進展等を捉えて優先順位をつけ、更新、改築を進める事業であり、主にマンホールふたの計画的な更新を行うものであるとの説明がありました。

下水道統合整備事業について質問があり、この事業は農業集落排水を公共・特環下水道に管路でつなぐことによって、処理上の統廃合を行い、下水道事業全体の効率化を図るものであるとの説明がありました。

また、管路をつなぐことにより、汚水を受け入れることとなった処理場については、処理場整備時は、流入人口が右肩上がりもしくは同水準で推移するとの事業計画であったが、現在は人口減少が進んだ影響等により、処理能力的に対応可能であるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告をします。令和2年3月13日、郡上市議会議長 兼山悌孝様。郡上市議会産業建設常任委員会委員長 美谷添生。

以上であります。

○議長（兼山悌孝君） ありがとうございました。

続きまして、文教民生常任委員会委員長、15番 尾村忠雄君。

15番 尾村忠雄君。

○15番（尾村忠雄君） 文教民生常任委員会の報告をいたします。

令和2年2月20日開会の令和2年第1回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました予算6議案につきまして、令和2年3月3日開催の第1回文教民生常任委員会において、慎重に審査いたしましたので、その経過と結果を報告いたします。なお、経過については、主な内容を報告いたします。

議案第38号 令和2年度郡上市国民健康保険特別会計予算について。健康福祉部長から歳入歳出

予算の総額と内訳について説明を受けました。

審査の中で委員から、特定検診の受診啓発について質問があり、保険年金課、健康課、振興事務所が連携し、年3回会議を開催し、データ分析により啓発するターゲットを検討し、計画書を作成して啓発活動を行っている。商工会は、国保の人が多いため、会員へ案内文書を送付し、会報等でPRを行っているとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第39号 令和2年度郡上市介護保険特別会計予算について。健康福祉部長から、歳入歳出予算の総額と内訳について説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第40号 令和2年度郡上市介護サービス事業特別会計予算について。郡上偕楽園長から歳入歳出予算の総額と内訳について説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第43号 令和2年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計予算について。教育次長から歳入歳出予算の総額と内訳について説明を受けました。

審査の中で委員から、近年の新規申請件数及び償還の滞納状況について質問があり、一時金貸し付けについては、平成28年度14件、29年度12件、30年度5件、今年度は申請4件、相談中のものが3件である。月額貸し付けについては、平成28年度13件、29年度17件、30年度11件、今年度8件である。

また、近年は滞納している事例はなく、計画どおり償還されているとの説明がありました。件数が減少している理由について質問があり、国制度である日本学生支援機構の申請時期が早いこと、同機構に給付型の奨学金制度が設けられることなどが考えられるが、市の制度の償還免除措置も認知されてきており、状況が変化することも考えられるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第45号 令和2年度郡上市後期高齢者医療特別会計予算について。健康福祉部長から、歳入歳出予算の総額と内訳について説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第58号 令和2年度郡上市病院事業会計予算について。郡上市市民病院事務局長及び国保白鳥病院事務局長から、歳入歳出予算の総額と内訳について説明を受けました。

審査の中で委員から、看護師の充足度について質問があり、病院全体としては定員数に達してい

るが、郡上市民病院については、看護師全員が夜勤業務を行えないことや、産休、育休が10名程度いることから定員数を再検討する必要もある、国保白鳥病院については、来年度3名採用するため、夜勤体制を考慮しても充足している、しかし、産休、育休の職員が3名、時短勤務が5名いるため、会計年度任用職員については、今後も随時募集を行うとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

以上、委員会の経過と結果について報告いたします。

令和2年3月13日、郡上市議会議長 兼山悌孝様。郡上市議会文教民生常任委員会委員長 尾村忠雄。

以上でございます。

○議長（兼山悌孝君） ありがとうございます。それではここで、昼食のため暫時休憩といたします。再開は午後1時とします。

（午後 0時01分）

○議長（兼山悌孝君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開したいと思います。

（午後 1時00分）

○議長（兼山悌孝君） 午前中で各委員長さんからの委員長報告が終わりましたので、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 質疑なしと認めます。

それでは、議案ごとに討論、採決を行います。

議案第38号 令和2年度郡上市国民健康保険特別会計予算についてに対する討論の通告はございませんので、討論を終了し採決を行います。委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第38号は原案のとおり可とすることに決定しました。

続いて、議案第39号 令和2年度郡上市介護保険特別会計予算についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し採決を行います。委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第39号は原案のとおり可とすることに決

定しました。

議案第40号 令和2年度郡上市介護サービス事業特別会計予算についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し採決を行います。委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、議案第40号は原案のとおり可とすることに決定しました。

続いて、議案第41号 令和2年度郡上市駐車場事業特別会計予算についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し採決を行います。委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、議案第41号は原案のとおり可とすることに決定しました。

続いて、議案第42号 令和2年度郡上市宅地開発特別会計予算についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し採決を行います。委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、議案第42号は原案のとおり可とすることに決定しました。

続いて、議案第43号 令和2年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計予算についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し採決を行います。委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、議案第43号は原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第44号 令和2年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計予算についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、議案第44号は原案のとおり可とすることに決定しました。

続いて、議案第45号 令和2年度郡上市後期高齢者医療特別会計予算についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し採決を行います。委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、議案第45号は原案のとおり可とすることに決定しました。

続いて、議案第46号 令和2年度郡上市小水力発電事業特別会計予算についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し採決を行います。委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、議案第46号は原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第47号 令和2年度郡上市工業団地事業特別会計予算についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し採決を行います。委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、議案第47号は原案のとおり、可とすることに決定しました。

続いて、議案第48号 令和2年度郡上市大和財産区特別会計予算についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し採決を行います。委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、議案第48号は原案のとおり可とすることに決定しました。

続いて、議案第49号 令和2年度郡上市白鳥財産区特別会計予算についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し採決を行います。委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、議案第49号は原案のとおり可とすることに決定しました。

続いて、議案第50号 令和2年度郡上市牛道財産区特別会計予算についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し採決を行います。委員長の報告は、原案を可とするものであります。

委員長の報告のとおり決することに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、議案第50号は原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第51号 令和2年度郡上市石徹白財産区特別会計予算についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し採決を行います。委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、議案第51号は原案のとおり可とすることに決定しました。

続いて、議案第52号 令和2年度郡上市高鷲財産区特別会計予算についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し採決を行います。委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、議案第52号は原案のとおり可とすることに決定しました。

続いて、議案第53号 令和2年度郡上市下川財産区特別会計予算についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し採決を行います。委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、議案第53号は原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第54号 令和2年度郡上市明宝財産区特別会計予算についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し採決を行います。委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、議案第54号は原案のとおり可とすることに決定しました。

続いて、議案第55号 令和2年度郡上市和良財産区特別会計予算についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し採決を行います。委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第55号は原案のとおり可とすることに決定しました。

続いて、議案第56号 令和2年度郡上市水道事業会計予算についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し採決を行います。委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第56号は原案のとおり可とすることに決定しました。

続いて、議案第57号 令和2年度郡上市下水道事業会計予算についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し採決を行います。委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第57号は原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第58号 令和2年度郡上市病院事業会計予算についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し採決を行います。委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第58号は原案のとおり可とすることに決定しました。

◎議案第61号から議案第66号までについて（委員長報告・採決）

○議長（兼山悌孝君） 日程43、議案第61号 財産の無償譲渡についてから日程48、議案第66号 郡上市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定の取り消しについてまでの6議案を一括議題とします。ただいま一括議題としました6議案は、各常任委員会に審査を付託してあります。各委員長より、審査の経過と結果について求めます。

初めに、総務常任委員会委員長、清水敏夫君。

17番 清水敏夫君。

○17番（清水敏夫君） それでは、総務常任委員会の報告をさせていただきます。

令和2年2月20日開催の令和2年第1回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されましたその他3議案につきまして、令和2年3月3日開催の第1回総務常任委員会において、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果を報告いたします。なお、経過については主な内

容を報告させていただきます。

議案第61号 財産の無償譲渡について（大和町万場地内）。

総務部長から万場自治会が実質上所有している市名義の土地を当該自治会に譲渡するものであるとの説明を受けました。特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第62号 財産の無償譲渡について（那留地区コミュニティ消防センター）であります。

本議案に関しては、議案第8号と関連しているため、一括議題として経過報告をいたしましたので、結果のみを報告いたします。

審査の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第66号 郡上市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取り消しについて。

総務部長から住民票等の証明書を発行する特定の事務を取り扱うことのできる郵便局の中から、取り扱い実績等を考慮し、石徹白郵便局に対してその指定を取り消すものであるとの説明を受けました。

審査の中で委員から、取り扱い実績について質問があり、市内4カ所の郵便局における平成30年度の実績は121件、収入額は4万5,920円である。郵便局に支払う手数料は1件税抜き160円で、その他経費等を差し引いた残額が1万7,295円となっている。ファクス等の機械代が別に必要となるため、収支としては赤字になるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告いたします。令和2年3月13日、郡上市議会議長 兼山悌孝様。郡上市議会総務常任委員会委員長 清水敏夫。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（兼山悌孝君） ありがとうございます。

続きまして、産業建設常任委員会委員長、美谷添生君。

18番 美谷添生君。

○18番（美谷添生君） それでは、産業建設常任委員会からの報告をいたします。

令和2年2月20日開会の令和2年第1回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました権利の放棄及び市道路線の廃止と認定の3議案につきまして、令和2年3月3日開催の第1回産業建設常任委員会において、慎重に審査いたしましたので、その経過と結果について報告いたします。なお、経過については主な内容を報告いたします。

議案第63号 権利の放棄について。

水道環境部長及び水道総務課長から債務者の死亡、所在不明及び破産により回収が不可能となった水道料金債権を放棄するもので、消滅時効期間の経過により不納欠損処理されたものが対象にな

っているとの説明を受けました。

審査の中で、委員から水道料金以外の滞納がある人もいるが、優先順位をつけて徴収する取り組みはあるかとの質問があり、来年度から市の債権について他課と情報共有を行い、税務課で一括して整理し滞納処理を行う部署を設ける予定であるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第64号 市道路線の廃止について、議案第65号 市道路線の認定について。

審査に当たり、議案第64号及び議案第65号の2件は関連があるため、一括議題とし説明を求め、一括質疑の後採決を行いました。建設部長から白鳥町北大藪線の道路改良により、終点が変更になるため路線を一旦廃止し、再度認定するとの説明を受けました。

審査の中で委員から、国道156号線の接点は混雑すると思われるが、信号機は設置するのかなどの質問があり、国交省が実施している為真歩道改良において、右折の付加車線をつける計画になっているが、信号機設置の予定は今のところないとの説明がありました。図面を見ると白鳥病院の駐車場の中を走ることとなる、少し角度を変えれば駐車場に影響のない形でできるのではないかとの質問があり、駐車場に入ってしまうのは、踏切への入射角がなるべく90度に近いほうがよいためである、駐車場を避けようとする、民家への影響があるため検討を重ねた結果、今回の線形としたとの説明がありました。また、駐車場内と道路との明確な区域ができるかとの質問があり、縦断勾配もあるため駐車場道路は同じレベルにはならないとの説明がありました。なるべく駐車場を減らさない方向で安全性を考え、十分検討いただきたいとの意見がありました。

審査の結果、議案第64号、議案第65号の2件は、本委員会としては、いずれも全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告します。令和2年3月13日、郡上市議会議長 兼山悌孝様。郡上市議会産業建設常任委員会委員長 美谷添生。

以上であります。

○議長（兼山悌孝君） ありがとうございます。報告が終わりましたので、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 質疑なしと認めます。では、議案ごとに討論、採決を行います。

議案第61号 財産の無償譲渡についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し採決を行います。委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第61号は、原案のとおり可とすることに

決定しました。

続いて、議案第62号 財産の無償譲渡についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し採決を行います。委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、議案第62号は、原案のとおり可とすることに決定しました。

続いて、議案第63号 権利の放棄についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し採決を行います。委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、議案第63号は、原案のとおり可とすることに決定しました。

続いて、議案第64号 市道路線の廃止についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し採決を行います。委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、議案第64号は、原案のとおり可とすることに決定しました。

続いて、議案第65号 市道路線の認定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し採決を行います。委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、議案第65号は、原案のとおり可とすることに決定しました。

続いて、議案第66号 郡上市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取り消しについてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し採決を行います。委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、議案第66号は、原案のとおり可とすることに決定しました。

◎請願第1号について（委員長報告・討論・採決）

○議長（兼山悌孝君） 日程49、請願第1号 後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める意見書提出の請願を議題といたします。

ただいま議題としました請願第1号については、文教民生常任委員会に審査を付託してあります。委員長より審査の経過と結果について報告を求めます。

文教民生常任委員会委員長、尾村忠雄君。

15番 尾村忠雄君。

○15番（尾村忠雄君） 文教民生常任委員会の報告をいたします。

令和2年2月20日開会の令和2年第1回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました請願1議案につきまして、令和2年3月3日開催の第1回文教民生常任委員会において慎重に審査いたしましたので、その経過と結果を報告いたします。なお、経過については主な内容を報告いたします。

請願第1号 後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める意見書提出の請願。

紹介議員から現役世代との負担の公平化を図るものであれば、現役の3割を引き下げるべきである。自己負担割合で見るのではなく、負担する金額で見るべきであり、後期高齢者の9割は慢性疾患を抱えている。高齢者の医療費は既に高負担であるため、窓口負担の現状維持をするべきであるとの説明を受けました。

審査の中で委員から、現在の日本社会で医療制度を守っていくためには、2割負担となることも致し方ない。高齢者の医療費負担が大きいとの説明があったが、若い世代の困窮も問題となっているとの意見がありました。

審査の結果、本委員会としては、これからの日本社会の医療制度を守るためには2割負担は必要であると思われるため、賛成少数で本件を不採択とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告いたします。令和2年3月13日、郡上市議会議長 兼山悌孝様。郡上市議会文教民生常任委員会委員長 尾村忠雄。

以上でございます。

○議長（兼山悌孝君） 報告が終わりましたので、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 質疑なしと認め討論を行います。討論の通告がありますので発言を許可いたします。

（挙手する者あり）

○議長（兼山悌孝君） 4番 野田勝彦君。

○4番（野田勝彦君） 4番、野田でございます。

請願第1号 後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める意見書提出の請願について紹介議員になりましたので、その賛成を求めまして、採択を求めまして討論を申し上げます。

この請願の同趣旨の請願は、既にこれで2回目であります。前は、2つの団体が合同で請願いたしましたが、今回は1団体であります、合計3つの団体からこういう請願が出されたわけです。さほどに、この問題は多くの後期の高齢者の方の問題として放置するわけにはいかないと、これを認めるわけにはいかないとということで非常に大きな問題をはらんでいるということ、御理解をまずいただきたいと思えます。

加えて、既に配られておりますこの請願文書の前段のちょっと下のほうですけども、この後期高齢者医療を担当しています全国後期高齢者医療の広域連合会の協議会が要望書を政府に出して、この制度の根幹を高齢者医療に必要な医療を確保せよということ、非常に強く求めております。また、全国知事会も全国市長会も同様の意見書を出しております。

したがって、制度運用の機構を初め、多くの自治体ではやっぱり責任を持つものとして、これを1割負担を高齢者について2割に引き上げるということは大きな問題があるということ、これを改めて確認をしておきたいと思えます。

そういう意味でこの意見書の採択につきましては、非常に高い妥当性があるのではないかと。とびぬけたところから、また多くの全体の意見とは異なるところからの意見書の請願ではない。多くの自治体の願いであるということをつけ添えておきます。

それでは、なぜ、これがどういった問題があるのかというのを僭越ながら、きょう資料をお配りさせていただきましたので、それについて若干申し上げたいと思えます。

これは委員会でお話した内容とほぼ同じですので、文教の委員の方には、ちょっと重ねての説明になって申し訳ございませんが、概要と問題点をまとめてみました。

上のほうに円グラフがございますが、左側の現役世代からの支援金、約4割でございます。これがいわゆる通称現役の世代の方々が後期高齢者のほうへ支援をしていただくという、そういうお金であります。そして、保険料は約1割を後期高齢者の方が負担をしておると、残りおよそ5割を公費が負担をしていただきます。これが、いわば財源といいますか、原資になるわけですけども、その右側にプラス一部負担金、これが窓口で病院にかかれた方が支払うお金であります。これがその右側矢印のように既に現役並みの所得のある後期高齢者は3割の負担、これはもうやっております。そして、そうではない所得の少ない方は3つにわかれておりますけども、1割負担になっているわけです。この1割を2割にするというのが、今の政府の案であります。

これはどうして問題なのか、そこに中ほどから問題点として3項目挙げておりますけども、まず第1点です。現役世代との不公平感が高まっていくと、これは当然ながら、お年寄りも相対的にふ

えてきますので、人口はふえませんが、相対的にお年寄りの比重がふえていき、現役が少なくなっていくと。よく言われるように、みこし論と申しますか、みこしの上にお一人お年寄りが座ってらっしゃる、その下を現役がみこしを担ぐように支えるよという構造をよく言われるんですけども、かつては5人、6人と大勢の人で支えたんですが、これが4人になり3人になり、そのうちの2人半か、あるいは2人になったらどうするんやとこういう議論になります。ここだけ聞いていると、極めてこの改正案は妥当性があるように思えるんですが、実態をやっぱりよく検討する必要がありますわけです。

②番です。負担率、要するに現役は4割も負担しとるんやぞ、高齢者のほうが1割で済んだるやないか、これを2割にせよという、そういう負担率で見ると、これは本当の姿がなかなか見えて来ないと。それはどういうことかと言いますと、既に後期高齢者は本当に大きな大きな医療費を負担しているわけなんです。それは、②番の下段ですが、後期高齢者の約9割は何らかの慢性疾患を持っていらっしゃる、糖尿病とか高血圧症とか、その他もろもろいっぱいあると思います。腰が痛い、足が痛い、膝が痛い、こうしたお年寄りの体の故障や疾病は、これはある意味当然とも言えるし、やむを得ない事態であります。こういう方は約9割に及んでいる。そういう方々の状況はどうかと言いますと、その③番であります。

これは、私は厚労省の資料から引っ張り出して、ちょっと私わかりにくいグラフを作ってしまったんですが、もう少しわかりやすくすればよかったんですが、4つの項目、指標でもって現役と高齢者の方を比べてみました。

1番上です、1人当たりの患者負担額は現役世代の負担額を1とすると、後期高齢者の方は1.7に相当します。そういうふうに見ていただきたいと思います。すなわち、一たび病気になると高齢者の方は負担額が大きくなる。これは当然考えられます。治療にかかる日数もふえるでしょうし、いろんな重複の病気も場合もあるでしょうし、なかなかそう簡単には治癒しない。2つ目です。

1件当たりの入院日数です。いったん病気になった場合に入院されると現役は1で終わるところを1.4にふえる。高齢者の方はなかなか治りにくいということです。3番目に1人当たりの入院診療費、入院したときにかかるお金は何と6.6倍もかかる。100人当たりの入院件数で見ると、圧倒的に6.2倍の入院率である。こういうデータがあるわけなんです。ということは、1割負担でも大きな大きな医療費の負担をしていらっしゃるのが後期高齢者なんです。これを2割に引き上げるとということは、医療費の負担だけでも本当に大きなことになってしまうんです。したがって、現状の1割負担というのは非常に合理性と妥当性があるということなんです。これを現役と公正を保つため、あるいは現役も貧しいんだから、苦しいんだから年寄りも負担せよというこういう論法でいきますと、結局1割と4割をお互いに押しつけ合う、国民の中で負担を、なんかこうなすりつけ合うような構図にしかならないわけなんです。

私たちが考えるべきなのは、右側の公費の負担をふやすことなんです。憲法25条は、それを宣言しているわけです。国民がきちっと生きていけるように生存権と、そして生存権に直結する医療を受ける権利、これを保障しているわけなんです。第2項では、社会保障、公衆衛生にちゃんと力を尽くせと命令しているわけです。これをやっていただきたい。

だから、お年寄りと若い世代がなすりつけあってはならない、こういう構図をやめるためにも私はこの2割引き上げを断固と、やっぱり阻止すべきだと思います。

どうか皆さん方の御賛同をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（兼山悌孝君） ほかに討論はございませんか。

（挙手する者あり）

○議長（兼山悌孝君） 2番 森藤文男君。

○2番（森藤文男君） 2番、森藤です。今ほど、野田議員のほうから御説明をいただきましたが、少し異なる立場で討論をさせていただきます。

今ほど、野田議員のほうからは説明をいただきましたので本当理解はいたしますが、2019年の平成31年、昨年3月議会にも同様の請願を出されましたが、賛成少数ということで採択というふうな経緯はございます。その経緯も改めてちょっと紹介しながら、説明させていただきたいと思っております。

先ほど野田議員のほうからは、窓口負担のまず1割の現状維持、それを円グラフでいいますと公費のほうは今約5割というふうなことでありますので、それをもう少し5割以上というか、そういったことを言われましたが、前回のも踏まえまして、厚生労働省の将来推計では、65歳以上の高齢者を1人支える現役世代というのは平成29年で2.2人、平成37年で1.9人、大分先になるんですが、平成77年では1.3人というふうにして予想をされております。ここだけを捉えるとというふうなことも野田議員言われましたが、こういった背景というか、これは2022年の危機というふうなことで言われてまして、団塊の世代の方が後期高齢者の対象となっていく年ということでございますので、1947年から48年、49年、昭和でいいますと昭和22年、23年、24年の方が団塊の世代というふうにして対象になっております。この方が2022年、令和4年でありますが、それぞれが75歳、74歳、73歳というふうなことであります。

人口ピラミッドというのは、よく目にすることはあると思いますが、ここに「ずっと郡上 もっと郡上」これは市民の方も持ってみえる冊子ではございますが、その中の国ではありませんが、郡上市のデータの中でも本当に団塊の世代の方が非常に多くて若い世代が少ないということは、やっぱり見て取れると思います。この中に入っていました資料の中にも全国と岐阜県と郡上市というふうなものもありますが、こういったものも見ていただければ、こういった人口ピラミッドの構造と

というのは、深い問題が根底にはあるんじゃないかというふうなことは思います。

また、ほかの意見としましては、低所得者に対しては自己負担の限度額を低く定めるなど、高額医療費という制度で自己負担分の軽減措置とかも導入はされております。

全く高齢者の方に配慮がされてないかといえば、そういうほどでもなくて、私もちょっと厚労省のページとかをちょっといろいろと調べてはみたんですが、ここにもやはり75歳以上で年金が80万円以下の皆様へというふうなことで、いろいろとお知らせをされております。所得の低い高齢者の方の介護保険料については、保険料の負担がさらに軽減されますというようなことや、所得の低い年金受給者の方へは年金生活者支援給付金の制度が始まりますというふうなことで、いろいろと配慮はされているふうな状況だと理解しております。中にはいろいろと先ほどの円グラフの中で1割、4割、5割というふうなことがございましたが、これは繰り返しにはなりますが、1割がこれは高齢者の保険で、あとは現役世代が4割、公費が5割というふうなことでありますが、この負担割合に関してもいろいろと国のほうでは、検討は慎重にされているふうなような状況ではあります。

ここの公的のところを、例えば大きくした場合でも、それはまた、ほかの負担がやっぱり国民の方にはかかってくることにはなると思います。当然、これ公費ということですので、また税金の中からのいろんな使い方を、それは国民の方がやっぱり負担していかないといけないというふうなことになりますので、野田議員が言われたことも重々、そこだけを見ればちょっとわかるんではあります、やはり広い視野というか、社会福祉とか高齢福祉全体を考えますと、こういった維持というよりは2割の負担というふうなことで、こういった社会制度を維持していただければというふうにして思います。

あと、野田議員の言葉の中に高齢者の暮らしと健康、命を守るために国に対して後期高齢者の医療費窓口負担の現状を維持するよというふうなことでもあると思いますが、現状を維持しなければ高齢者の暮らしと健康、命が守れないということでもないと思います。そういったことにいろいろと施策をとって進められるという配慮をしながら進められるというふうな認識であると思いますので、野田議員に対しては、なかなか納得いけるような討論にはならないかもしれませんが、私なりにちょっと調べまして、私はこの現状維持ではなくて維持を求めるということに関しては、郡上市議会として出すということには、ちょっと異議があるなということで討論にかえさせていただきます。

○議長（兼山悌孝君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） それでは討論なしと認めます。

討論を終結し採決を行います。採決は原案について行います。委員長の報告は原案を不採択とするものでありますが、原案を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。原案を採択することに

賛成の諸君です。

(賛成者起立)

○議長(兼山悌孝君) 賛成少数と認めます。よって、請願第1号は原案を不採択とすることに決定いたしました。

◎議報告第4号及び議報告第5号について(委員長報告)

○議長(兼山悌孝君) 日程50、議報告第4号 議会改革特別委員会の報告について。日程51、議報告第5号 空き家・移住対策特別委員会の報告についての2議案を一括議題とします。

各特別委員会から報告を求めます。

初めに、議会改革特別委員会委員長、上田謙市君。

13番 上田謙市君。

○13番(上田謙市君) 議会改革特別委員会より報告をさせていただきます。

議会改革特別委員会は、特定事件である議会運営に必要な改革に資する調査研究を目的として平成30年4月11日に設置されまして、2カ年度にわたる調査研究及び成果について、これより報告をさせていただくというものであります。時間の関係もありますので、ポイントのみ朗読をさせていただくことにします。

まず、お手元に配付させていただきました報告書であります。1ページをごらんいただきますと、特別委員会の委員会構成、議会改革特別委員会での検討項目及び取り組み状況を記してございます。また、3番目には委員会開催状況ということで、延べ19回委員会を開催させていただきました。委員の皆様には御協力いただきまして、ありがとうございました。

4ページに入りますが、行政視察報告ということで、三重県いなべ市議会及び滋賀県草津市議会を訪ねまして、施設評価及び事務事業評価について、市の主要事業評価について、そして議会基本条例の検証と課題について調査研究を行い、その後の委員会にその成果を反映させていただきました。

次に、次期委員会への申し送り事項5項目あるわけですが、このことにつきましては、皆さんとともに内容を共有したいということもありますので、朗読をさせていただきます。

次期委員会への申し送り事項。

改選後となる次年度以降も、議会改革特別委員会としての委員会活動を引き続き継続し、議会基本条例の検証や見直しを初め、今後も議会改革を推進する役割を担うことが必要であるとの見解のもと、次期委員会へ引き継ぐべき事項は、次のとおりといたしました。主な項目は5項目であります。

1つは、議会活動へのPDCAサイクル導入。

常任委員会における政策提言や行政評価を効率よく円滑に実施していくためにも、P D C Aサイクルを早期に確立し、それに基づいて議会活動、委員会活動を行うことが必要である。

2つ目、議会基本条例の検証結果の具現化。

現状を検証した結果をもとに、条文の一部改正に向けた取り組みが必要であります。今委員会において、洗い出した改正が必要と思われる条文等に加え、現状にそぐわない文言の見直し等にも取り組む必要があります。

3つ目、政務活動費の透明性確保。

地方議会に対する信頼、信用を損ねることのない政務活動費の適切な使途が求められる現在、ホームページにおける公表書類の拡大について検討が必要であります。

4つ目には、議会のI C T活用の推進。

電子機器使用規程を設け、個人使用のスマートフォンやタブレットを会議で使用できるようW i - F i環境の整備や一般質問のインターネット録画配信を実施いたしました。タブレット導入については、市として同一の見解で方向性を検討するよう引き続き調査研究が必要であります。

5つ目、市長選挙、市議会議員選挙の公営化。

候補者の選挙活動における機会均等を図る手段としての選挙公営制度については、引き続き調査研究が必要であります。

次に、総括として、活字は委員長所感となっておりますけれども、委員会としてのまとめを申し述べます。

平成30年4月からの2カ年にわたる議会改革特別委員会としての委員会活動は、当初に郡上市議会の課題を9項目挙げ、それぞれの課題について現状を洗い出すところから始めました。委員全員が検討項目に真摯に向き合い議論を重ねることで、2年間の活動を形にしていけることができたのではないかと思います。

大きな柱として、郡上市議会基本条例の検証が挙げられます。議会の担うべき役割や責任が大きくなる一方で、平成27年12月に制定された「議会と市長及び市民との関係を明確にして、市民からの負託に全力で答える責務がある」と、うたわれたこの議会基本条例を後退させることなく、より充実したものとするべく、今後も引き続き検証していく必要があります。

平成24年度から実施している市長への政策提言は定着しつつあるものの、より効果的で効率的に常任委員会活動を通して提言するためには、P D C Aサイクルの導入が必要ではないかと思います。また、平成28年度から実施している行政評価についても政策提言と並び常任委員会活動として重要な役割を果たすことが求められており、事業評価から施策評価へとシフトするなど、さらなる充実のための取り組みを進めているところであります。

そのほか、議会におけるI C T活用について、会議等での情報検索機能としてタブレットやス

スマートフォン等を活用できるように電子機器使用規程を設け、Wi-Fi環境を整備したり、より開かれた議会を目指し、好きな時間に一般質問が視聴できるようにインターネット録画配信を実施いたしました。また、議員の政策提言力及び政策立案力が求められる中、平成28年度から導入している政務活動費制度を有効に利用するためにも、今後は政務活動費の活用率の向上についての調査、工夫が必要だと思われま。

以上、議会改革としての重点項目をあげましたが、議会の果たすべき責務を念頭におき、これまで郡上市議会が取り組んできたさまざまな議会改革を、今後も後退させることなく、議員一人一人が意識をもって取り組んでいくことが大切であると考えます。

なお、報告書の中には調査研究結果の資料も添付させていただいておりますので、御一読いただければありがたいと思います。

以上のおり報告いたします。令和2年3月13日、郡上市議会議長 兼山悌孝様。郡上市議会議会改革特別委員会委員長 上田謙市。

以上であります。

○議長（兼山悌孝君） ありがとうございます。

続きまして、空き家・移住対策特別委員会委員長、山田忠平君。

10番 山田忠平君。

○10番（山田忠平君） ありがとうございます。

それでは、空き家・移住対策特別委員会の報告、本特別委員会は、空き家対策及び移住対策に必要な調査研究を付託事項として、この委員会につきましては、平成28年の4月19日に設置をされたものであります。それを引き継ぎながら、今回は平成30年から令和2年の2カ年における委員会活動及び調査研究について報告をいたします。

報告書が配られておりますので、1ページにつきましては、4月11日から8人のメンバーで委員会構成をしながら、特別委員会の取り組みについて協議をしながら、2ページ目につきましては、年間のスケジュール、特に委員会はもちろんでありますけども、できれば郡上市全体のことが把握したいということで、7地域の意見交換を行う予定でありましたが、時間の関係、あるいは組織の関係、あるいは振興事務所の関係も踏まえて本委員会としましては、高鷲・和良・白鳥・八幡、4地域の団体、組織との意見交換をさせていただきました。4ページ、5ページに内容について載っておりますので、お目通しをいただきたいと思ひます。

そのことを踏まえまして6ページでありますけど、行政視察につきましては、高知県の香美市、こちらの方に行きましたし、それから、四万十市のほうにも行ってまいりました。このことにつきましては、大変先方の取り組みが先進地といいますか、ある程度思い切ったそんなことの取り組みが特に思われましたので、内容につきましては、またここに載せてありますので、お目通しをいただ

きたいと思います。

そのことを踏まえまして、この2年間取り組んだことにつきましての課題を含めた政策提言をまとめました。皆さんの8人の意見の中からこのようなことが挙がりました。2年間の調査研究を行った結果により、下記の2項目について提言をいたします。

空き家及び移住対策に取り組む組織の組織体制の強化ということであります。

本庁内に空き家専門部署（仮称：空き家対策課）を設け、民間組織の立ち上げや運営に関する支援を行うこと、また、振興事務所に空き家及び移住に関する地域の情報や意見を受ける窓口を設け、これを本庁へ報告する体制を整え、さらに行政と民間組織及び民間組織同士が相互に連携、情報交換できる仕組みを構築し、空き家バンクの充実を図り、空き家の利活用の情報を早期に把握し、空き家及び移住対策を推進すること。移住対策は郡上市産業プラザ内の組織と連携をし、仕事、住居等を一元化に取り扱いするワンストップ窓口の整備と周知を行い、体制のさらなる充実を図ること。

今後、人材不足に伴い外国人の移住、あるいは雇用を含めた予想されますので、円滑な地域コミュニティのために日本語教育、地域生活関連のセミナーや講座等を充実されたい。1点であります。

2点目ではありますが、空き家の改修について。

郡上市空き家等対策計画に基づき、振興事務所を中心に自治会や地域協議会、民間組織と密接に連携を図り、市民の相談窓口を設置する等、適切な施策を講じること。危険空き家解消のため、適正な管理について啓発し、地域が一体となって生活環境を考える風土づくりと望ましい管理の啓発に努めること。また、危険空き家が多く存在しており、今後も一層の増加が見込まれるため、危険空き家の解消に強力に取り組まれない。特に先進地視察の括弧書きであります。高知県の四万十市においては補助金の上限50万円の枠を使いながら、年間50件もの危険空き家の取り壊しを行ったという実績を特に感じたところであります。

そんなことで総括といたしますか、所感を述べさせていただきます。9ページ、10ページになります。

平成30年4月、新メンバーによって組織された空き家・移住対策特別委員会は、今後2年間取り組むべき課題と方針について協議し、最初に、行政側の郡上ふるさと定住機構及び郡上産業支援センターとの勉強会を行った。現状や活動実態について説明を受け、それぞれの部門が28年度から取り行ってまいりましたことについて、部門がそれぞれ動き出しているところの確認ができました。

次に、市外先進地、先ほど言いましたが、高知県の香美市、それから四万十市、そのほうに行ったところであります。

次に五、六行飛びまして、次に郡上市内の実態や取り組み把握のため、各地域の意見交換を計画し、実施した全7地域での開催を予定しましたが、実施できたのは高鷲・和良・白鳥・八幡の4地域であった。これから、その地域の少し内容に入らせていただきますが、それぞれの地域の特性や

事情によってさまざまな課題が見られた高鷲地域においては関係者の関心が高く、特に企業労働者の住宅不足と空き家情報の不足が問題となっているとの話があった。現在は特別委員会の先進地視察事例や他の取り組み団体の立ち上げ等を参考に代表者同士で意見交換した結果、組織が立ち上げられて空き家の改修、宿泊施設としての利用も進められており、今後、高鷲全体の地域の課題に取り組んでいくことが期待されるように思っております。

和良地域では、和良おこし協議会が中心となり地域全体で先進的な活動をして、空き家・移住対策に取り組まれていた。

白鳥地域では、民間事業者のクラインガルテン六ノ里と地元自治会関係者との意見交換と現地視察を行いました。手ごろな距離である岐阜・名古屋方面から来る人が多く2階建て簡易住宅に小面積の農地がついた生活スタイルで別荘と移住の両面が成り立っているとのことであった。地元自治会としても何も問題なく、付き合いも普通に行われ、環境のよい中で事業が成り立っている。他の地域でもぜひこういった事業ができればと勧められたところでもあります。

石徹白地域については、意見交換には入りませんでした。地域の特性を生かしている特別な地域であり、関心のある人が好んで移住を希望し事業を行っている。小集落としての強みを生かしており、民間組織の活動も見られる。白鳥市街地とその周辺についてはまだまだ取り組みはなく、振興事務所も関心が見られないため、実態把握も進んでおらず、市街地では空き家が多く、個別解体も始まり空き地がふえている現状である。

八幡地域であります。チームまちやとの意見交換及び現地視察を行った。市の基金が投入され一般財団法人郡上八幡振興公社を窓口に別会計にてチームまちやが改修、貸付を行い始めて、ちょうど5年が経過しているところでもあります。次の、これからの5年を控え、サイクルが順調に軌道に乗るかの正念場であるところということでありました。街中の空き家もびんからきりまでであり、全て取り組むことはできない。資金的な問題から古すぎる住宅は扱わないため、そういった住居が残ることが課題である。

移住者は八幡町の魅力にひかれ、10ページになります。資金的な問題から古すぎる住居は扱わないため、そういった住居が残ることが課題である。移住者は、郡上八幡の魅力に引かれ、住みつきたいと感じた人が多く、外国人、都会人、商売人と千差万別であるが、地区での生活に問題が出ないよう人選にも気を配っているということでありました。しかし、市街地周辺や農村地の空き家・移住については、まだ取り組みはされておらず問題である。

大和地域では、母袋方面の民間組織がログハウスを建てて移住者を受け入れ行っている。しかし、地域も振興事務所も関心が薄く空き家もふえている。

明宝地域については、NPO法人ななしんぼが空き家・移住対策に取り組んでおり、成果が見られているが、地域全体の把握には課題がまだまだ見られるところでもあります。

美並地域では、空き家と住居不足との相反する課題がある。住民の関心は高いが振興事務所、地域協議会、観光協会がもっと積極的な姿勢で取り組む必要があると感じられました。

市内全域の現状と課題について、空き家に関してはまだまだ多くの課題があり、特に取り組みの地域差と各組織との連携が課題である。地域によっては、振興事務所がもっと地域の中に入り、全体の実態を把握すべきであると考え。また、民間組織の育成も大切であると考え、八幡のチームまちやのような基金投入施策は、他地域へも広がると幸いであるが、取り組む組織、団体と需要・供給のバランスが課題である。それぞれの地域にあった特色を生かした形で成り立つ、そのような形で相手方との関係もよく考えなければならぬと感じました。

今期、取り組んで課題と感じたことは郡上市産業支援センターや社団法人郡上・ふるさと定住機構、空き家バンクといった行政施策との振興事務所との連携を強化すること。各地域間の情報連携により市内外、都会へのPR、情報発信を強く行うこと。補助金体制を単年度きりでなく、自立できる支援、これは資金ばかりでなく、情報、つながりをするなどが必要であると考えました。

空き家・移住対策特別委員会のあり方について、移住対策については切り離し、所管委員会で行う方向で検討してはどうかということでありました。また、空き家対策については、今後、空き家が増え続けることが考えられるため、全体をしっかりと把握し、危険空き家化の予防として空き家を適切に管理できるよう対策を考え、市内全域で取り組む必要が強く感じることであります。

進行する人口減少についても考慮し、空き家対策については議会として重要な施策として調査研究を続ける必要があると考えます。

以上のとおり、報告をいたします。令和2年3月13日、郡上市議会議長 兼山悌孝様。郡上市議会空き家・移住対策特別委員会委員長 山田忠平。

以上、報告させていただきます。ありがとうございました。

○議長（兼山悌孝君） ありがとうございました。以上で、報告を終わります。

◎市長挨拶

○議長（兼山悌孝君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。ここで、日置市長さんから御挨拶をいただきたいと思えます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 令和2年第1回郡上市議会定例会の閉会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

議会に置かれましては、去る2月20日開会以来、本日3月13日までの23日間にわたりまして、終始慎重に御審議を賜り、提出をいたしました諸議案について、それぞれに決定をいただきまことにありがとうございました。今後は、適切な執行を図ってまいりたいと存じます。また、審議の過程

や一般質問等においていただきましたさまざまの御意見、御提案につきましては、これからの市政運営に十分踏まえてまいりたいと存じます。

さらに、現在新型コロナウイルスによる感染拡大の先行きが予断を許さないものとなっており、国民、市民の健康、生活、経済にさまざまな重大な影響を及ぼすことが考えられますので、常に情勢の把握に努め、適時、適切、弾力的、機動的な市政の運営に努めてまいりたいと存じます。

また、当面急いで実施をすべき経済政策につきましては、この後、全員協議会等の場で、また当面現在、検討し考えていることを御説明させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

さて、郡上市におきましては、長及び議会とも今期の任期はあと1カ月足らずとなっておりました。今期をもって勇退をお考えの議員の皆様方には、これまでの御尽力に対しまして心から敬意と感謝の念を表するとともに、今後とも大所高所から御指導賜りますよう、お願いをするものであります。

また、引き続き議会での活動を目指しておられます議員の皆様方には、それぞれにその志を得られて引き続きご活躍をくださいますよう、祈念申し上げるものであります。

結びに当たりまして、重ねて皆様に厚く御礼を申し上げ、今後の御健勝とそれぞれの立場での御活躍をお祈りいたしまして、私の御挨拶といたします。

まことにありがとうございます。

○議長（兼山悌孝君） ありがとうございます。

◎議長挨拶

○議長（兼山悌孝君） 令和2年度の第1回郡上市議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

去る2月20日からの23日間、皆様方には補正予算、あるいは新年度予算、そして条例と多岐にわたって慎重に審議をいただきまして、まことにありがとうございました。また、市長を初め、執行者側の皆さん方にも真摯にお答えをいただきまして、本当にありがとうございました。

今回も、先ほど市長さんの御挨拶にもありましたように、また、いろんな場面で議員が意見を出しましたことを、また、これで済んでしまうんじゃないかと、また、いろんな面で思い出していただきまして、生かしていただきたいと思っておりますので、またどうぞよろしくお願いいたします。

また、先ほど来、お話がありましたけども、私自身もわからないのでございますが、勇退を決意されました議員の皆様、それから、今回をもちまして御退職をされる職員の皆様方には、本当に長い間お付き合いいただきまして、ありがとうございました。

また、これからもまた、郡上市の繁栄、発展のために御尽力いただきたいと思っておりますので、どう

ぞよろしく願いいたします。

◎閉会の宣告

○議長（兼山悌孝君） それでは、以上で本日の会議を閉じます。

これもちまして、令和2年第1回郡上市議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

（午後 2時22分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 兼 山 悌 孝

郡上市議会議員 山 田 忠 平

郡上市議会議員 古 川 文 雄